三好市教育振興計画

後期計画

平成 27 年度～平成 30 年度

平成 27 年 8 月 25 日

三好市教育委員会

ご あ い さ つ

近年の少子・高齢化社会、経済・社会のグローバル化、科学技術の進展、地球規模での環境問題、男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など、社会全体の大きな変化によって、教育の分野においても早急に対応すべき様々な問題や課題が生じてきています。

そのため、平成18年12月には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これまでの「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念に、今日重要と考えられる「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」といった新たな目標が加えられ、新しい時代の教育の基本理念が明確となりました。

また、平成19年９月には学校教育法をはじめとする、いわゆる教育三法の改正も行われました。さらに、平成20年３月には幼稚園、小・中学校学習指導要領の改訂、また、同年６月には、文部科学省が学習指導要領の移行措置に関する告示を行うなど、平成21年度からは新しい学習指導要領による授業が一部展開されることになっています。

こうした社会の急激な変化やわが国の教育再生への大きな動きの中で、将来の三好市教育のあるべき姿を明確にして、その実現に向けて年次的、計画的、具体的に教育を振興していく必要があるとの考えから、このたび三好市教育振興計画を策定いたしました。

この計画では、「郷土（ふるさと）を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」を基本理念としています。これからの21世紀社会を考えたとき、生涯にわたり市民一人ひとりが幸福で充実した生活を送るためには、生涯を通しての「学び」が不可欠であると思います。当然のこととして、その基盤となる家庭教育、学校教育、社会教育の充実が極めて重要であることは言うまでもありません。そのためには、教育環境の整備やリーダーとしての人材育成等を図りながら、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が、「いつまでも」学ぶことのできる「教育のまち」づくりを推進する必要があります。その実現に向けては、官と民が一体となって知恵を出し合い、共に汗をかくと同時に、市民が一丸となって取り組むことが何よりも大切であると考えています。

今後とも、三好市発展の礎となる人づくり、すなわち教育に対しまして市民の皆様のご理解、ご協力と積極的な参画をお願いいたします。

終りに、この計画の策定にあたって、長期間にわたってご審議いただき、答申をいただきました三好市教育振興計画審議会の委員各位及びパブリックコメントに対してご意見をいただきました市民の皆様方、また、関係各位に心から厚くお礼申しあげます。

平成21年２月25日
三好市教育委員会
委員長　岡本　佳代子

改訂にあたって

三好市教育振興計画の改訂にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

近年、教育を取り巻く環境は少子高齢化や都市化の進行にともなって世帯構造が変化し、家庭や地域が従来の教育力を発揮できなくなりつつあることから、社会全体で幅広く教育力の向上を図っていくことが求められています。

また、平成26年６月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化など、制度の抜本的な改革が行われました。地方公共団体においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、適切な教育行政の運営をしていく必要があります。

本市教育委員会においては、平成21年２月に「三好市教育振興計画」を策定し、本市教育の目指すべき方向を明らかにするとともに、その実現に向けてさまざまな施策に積極的に取り組んでまいりました。しかし、急速に進行する社会の変化に適切に対応するために、これまでの教育理念を継承しつつ、新たに取り組むべき施策を明示し、市民とともに教育活動に取り組んでいくことが求められています。

このたび、三好市教育振興計画（平成21年～平成30年）の半期が経過し、国において第２期の「教育振興基本計画」（平成25年度～29年度）が策定されるとともに、三好市総合計画（平成20年～平成29年）の基本計画が平成25年度中に見直されたことから、今後に予想される教育環境の変化に対応し、本市教育の目指すべき方向を再確認するとともにそれらを確実に実行するため「三好市教育振興計画」の中間見直しを行いました。

この計画では、「郷土（ふるさと）を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」を基本理念としており今回の見直しでもその理念に変更はありません。生涯にわたり市民一人ひとりが幸福で充実した生活を送るためには、生涯を通しての「学び」が不可欠で、その基盤となる家庭教育、学校教育、社会教育の充実が極めて重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が、「いつまでも」学ぶことのできる教育環境の整備や人材育成等を図る必要があります。その実現に向けては、行政機関だけではなく家庭や地域、各種団体など関係者全てが一丸となって取り組むことが何よりも大切であると考えています。

今後とも、三好市発展の礎となる人づくり、すなわち教育に対しまして市民の皆様のご理解、ご協力と積極的な参画をお願いいたします。

終りに、この計画の見直しにあたって、長期間にわたってご審議いただき、答申をいただきました三好市教育振興計画審議会の委員各位及びパブリックコメントに対してご意見をいただきました市民の皆様方、また、関係各位に心から厚くお礼申しあげます。

平成27年８月25日
三好市教育委員会
委員長　小松　正

目　　次

第１章　教育振興計画の策定にあたって……1

１　策定の趣旨……1

２　計画の性格……1

３　計画の期間……1

４　教育振興計画の中間見直しの趣旨……1

第２章　基本構想……2

１　教育を取り巻く環境とこれからの教育……2

２　三好市教育の主要課題……4

３　三好市教育の基本理念……7

第３章　基本計画……9

１　基本目標……9

２　基本方針……9

３　重点施策……10

第４章　重点施策の基本的方向……11

１　楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進……11

２　たくましく、未来にはばたく子どもの育成……29

３　豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実……44

第５章　計画実現に向けて……56

１　市民参加による計画の推進……56

２　計画の進捗状況の評価……56

３　全庁的な連携体制の構築……56

第６章　参考 57
１　三好市乳幼児及び児童生徒数の状況と推計 57
２　教育基本法（平成 18 年法律第 120 号） 65
３　三好市教育振興計画策定経緯 71
４　三好市教育振興計画審議会委員 71
５　三好市教育振興計画（後期計画）策定経緯 72
６　三好市教育振興計画（後期計画）審議会委員 73

第１章　教育振興計画の策定にあたって

１　策定の趣旨

平成18（2006）年３月１日の町村合併により、これまで旧町村で推進してきた教育の一体化を図り、三好市として一貫性のある教育を展開することが重要です。また、平成18年に改正された教育基本法の理念や新しい三好市の「まち」づくりの視点から、これまでの教育を点検するとともに、市民の期待に応える教育を推進していくため、中・長期的展望に立った「三好市教育振興計画」を策定するものです。

２　計画の性格

「三好市教育振興計画」は、三好市のすべての行政活動の最上位計画である「三好市総合計画」との整合性を図りながら、教育行政計画として位置付けます。

また、この振興計画は、三好市教育のめざすべき将来像と振興施策の大綱を示し、それを達成するために必要な主要施策の具体的指針を定めたものです。

３　計画の期間

この振興計画にある基本構想及び基本計画が対象とする期間は、平成21（2009）年度を初年度とし、平成30（2018）年度を目標年度とする10年間とします。

また、計画の推進にあたっては、進捗状況やその成果・課題を適宜検証するとともに、国・県の教育改革の動向や社会情勢の変化等を踏まえながら柔軟に対応し、より効果的に行います。

４　教育振興計画の中間見直しの趣旨

三好市教育振興計画（平成21年～平成30年）の半期（５年）が経過し、国において第２期の「教育振興基本計画」（計画期間：平成25年度～29年度）が策定されるとともに、三好市総合計画（平成20年～平成29年）の基本計画が平成25（2013）年度中に見直されたことから、今後に予想される教育環境の変化に対応し、本市教育の目指すべき方向を再確認するとともにそれらを確実に実行するため「三好市教育振興計画」の中間見直しを行うものです。なお計画の期間は、当初の期間である平成30（2018）年度までの４年間とします。

第２章　基本構想

１　教育を取り巻く環境とこれからの教育

【生涯学習の振興】

現在の日本社会は、少子・高齢化の進行、国際化、情報化、科学技術の進展や価値観の多様化など、予想を超えて急激に変化しており、先行き不透明な時代を迎えています。また、都市化や過疎化を背景に、情報化や市町村合併等も相まって、家庭や地域社会における人間関係や連帯感の希薄化が進み、教育力の低下も指摘されています。

こうした社会状況を踏まえて、これからの教育で特に重要なことは、生涯学習の視点に立った教育です。つまり、「生涯を通して『自ら学ぶ』ひとづくり」をめざすことが重要であり、それを支えるための「生涯を通して『共に学べる』環境づくり」が必要です。

人々は誰でも物質的な豊かさに加え、精神的な豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごしたいと願っています。そのためには、一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で多様な学習をすることができ、自己の充実や啓発、あるいは自己実現[1]を図るとともに、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められます。

また、変化の激しい時代や社会にあっては、例えば職業生活においても、常に必要な知識、情報、技術等を習得するとともに、それらが陳腐化しないように絶えず更新するための「学び」が必要です。この「学び」によって、経済的にも精神的にも充実した心豊かな生活を送ることが可能となり、我が国の現状及び将来を見据えた場合、生涯学習の必要性や重要性は一層高まってくると思われます。

【生きる力の育成】

一方、学校教育を取り巻く環境が大きく変わりつつある中で、子どもたちの状況にも様々な変化が起きています。例えば、これまで問題行動や非行歴のない子どもたちが突然重大な罪を犯したり、インターネットや携帯電話等の高度情報機器に絡む犯罪行為や問題行動が増加してきており、しかも多様化、低年齢化、粗暴化の傾向にあります。また、学校教育では、いじめ、不登校、暴力行為等の生徒指導上の問題は依然として深刻な状況にあり、子どもたちの学習意欲の低下や学力格差など学力の問題も大きな社会問題になっています。

このような状況の中で、21世紀の社会は、新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会[2]」の時代であると言われています。「知識基盤社会」の特質と

---

[1] 自己実現
自己の内面にある能力や可能性を、活動を通して最大限に発揮して成長・発達していくこと。

[2] 知識基盤社会
平成 17（2005）年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉で、21 世紀は、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると述べている。

しては、知識のグローバル化[3]や日進月歩化が一層進み、競争と技術革新が絶え間なく生まれるために、旧来のパラダイム（物の考え方、認識の枠組み）の転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断力が一層重要になります。

こうした時代の到来に向け、これからの社会を担う子どもたちに求められる能力は、これからの社会の構造的な変化にも柔軟に対応できる「生きる力」といえます。「生きる力」は平成８（1996）年の中央教育審議会答申において、「子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」とともに、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力など」からなる全人的な力として捉えられています。この「生きる力」は、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）が「知識基盤社会」に必要な能力として定義した「主要能力（キーコンピテンシー）」として考えられており、今回改訂された新しい学習指導要領（平成21（2009）年度より移行措置）においても、「生きる力」を育むという基本理念は変わらないことになっています。

従って、これからの学校教育でも、これまでと同様に、「生きる力」の育成を中心にした教育が展開されることになっています。

【教育力の回復】

近年は少子化、核家族化、都市化等の家庭をめぐる状況の変化により、親の過保護、過干渉、無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、様々な問題が生じてきており、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、地域社会においても人口流出や高齢化、人間関係の希薄化などにより地域社会自体も弱体化しており、地域の教育力の低下も否定できません。

そのため、最近の子どもたちを見てみると、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観や正義感、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度等の基礎的な道徳面において多くの問題があります。

こうした様々な問題は、家庭教育のみに責任を転嫁するのではなく、家庭教育の重要性を踏まえつつ、地域全体で子育てを行う「支え合い」、地域の課題解決は地域自身の手で行う「助け合い」、家庭や地域の教育力と学校教育等の効果的な連携を行う「つながり合い」によって解決すべきものといえます。

例えば、子どもたちの「生きる力」を育む重要な基盤は、学校教育にあることは言うまでもありませんが、「生きる力」は、学校教育の中だけにとどまらず、子どもたちが異なる世代の人々や他の家庭などの様々な人々との交流を通して、また地域社会における多様な自然体験や生活体験と相まって育まれ、伸長していくものです。

つまり、これからの教育は、地域の教育問題を地域社会全体の共有の目標として捉

[3] グローバル化
全地球的、全世界的（Global）の意味。人々の社会的、経済的な活動等が、国境を越え、世界的な規模に拡大し、展開されること。

え、地域社会の各関係者、各関係機関のネットワークを構築し、連携して解決に当たる環境づくりをめざすことが重要です。こうした家庭、地域社会、学校が一体となった「共育」の体制づくりや子どもたちを育む様々な活動は、地域社会の人々にとっては生涯学習における成果を発揮する機会にもなり、家庭や地域社会における教育力を高めるとともに、地域社会の基盤強化や再構築、連帯の強化、さらには活力ある「まち」づくりへと発展することが期待できます。

２　三好市教育の主要課題

【教育環境の整備】

三好市では、子どもの人口減少による学校の統廃合が進んだ結果、平成27（2015）年４月現在、小、中学校合わせて22校の学校数となりました。しかし、学校の実態をみると小学校（16校）では60名未満の学校が９校、複式学級による学習指導が行われている学校が10校あります。また、中学校（６校）においても、生徒数が30名に満たない学校が２校あり、教育環境や部活動などの学校運営に支障がでてきています。こうした少子化の進行は、今後も続くことが予想され、学校の適正規模、適正配置に考慮した教育の推進は三好市における教育の最重要課題といえます。

また、市内の学校施設の耐震化状況については、平成22（2010）年度より計画的に取り組み、平成26（2014）年度西井川小学校改築工事の完了をもって幼稚園、学校校舎の耐震化は完了しました。しかしながら、屋内運動場等施設において、耐震化ができていない施設が１棟残っております。これについては今後の計画により耐震診断等を行い、耐震化を進めていくことにしております。今後も、施設の老朽化に伴う修繕、改修を実施する等年次的、計画的に対応します。子どもたちが安全、安心に学習できる教育環境づくりは必要不可欠で、学校教育施設の整備も重要な課題のひとつです。

【学力向上問題】

次代を担う現在の子どもたちに求められるものは、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」など、つまり、「生きる力」の育成です。そのうち、いわゆる学力については、平成26（2014）年４月に実施された全国学力・学習状況調査により、その実態の概要が明らかになっています。

この全国学力・学習状況調査は、小学校６年生と中学校３年生を対象に、国語と算数（小学校）・数学（中学校）の２教科で実施されました。調査内容は、国語、算数・数学それぞれについて、「読み・書き・計算」等を中心とした基礎的知識を問う問題（基礎・基本問題）と、基礎的知識を活用する能力（応用問題）との２領域に分かれています。

三好市の場合、全国学力・学習状況調査の結果を２教科４領域について、国及び徳島県と比較した場合、国の平均正答率以上であった領域数は、17小学校の68領域で29領域（42.6％）、６中学校の24領域で19領域（72.9％）、同じく徳島県の平均正答率以上の領域数は、小学校では35領域（51.5％）、中学校は19領域（79.2％）という状況です。

つまり、三好市の学力は、小学校では全国平均を下回っているものの、徳島県平均

とほぼ同水準といえます。また、中学校では全国平均、徳島平均を大きく上回っている状況にあります。

しかし、今回の調査結果からは、全国的な傾向と同様に、三好市でも「読み・書き・計算」等の知識としての「基礎学力」は概ね定着しているものの、それを活用する「応用力」の育成については、十分と言えないという結果がでています。さらに、無回答の高い問題を分析すると、問題文が長い出題や記述式の回答に無回答が多く、途中であきらめている傾向がみられます。学ぶ意欲は「できた」という達成感から生まれることからも、子どもたちの学力向上の対策については、こうした点を踏まえて十分検討していく必要があります。

【文化財[4]の保護・保存】

三好市には、国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」）に選定されている東祖谷の落合集落をはじめ、国や県指定の文化財が数多く残っており、伝統的な技術も保存されています。また、市内各地域には伝統芸能や祭礼行事など、長く保存・継承されている伝統的文化も多く、まさに「文化財の宝庫」として他に誇れる歴史的遺産の「まち」といえます。

言うまでもなく、こうした文化財や伝統的文化は、その地域の風土や生活様式等によって長い歴史を経て生まれ、根付いてきたものばかりです。しかし、最近の過疎化、少子・高齢化等の社会状況の変化により、こうした歴史的な文化的遺産の多くが衰退、消滅していく危険にさらされているのが現状です。

これからの「知識基盤社会」の到来やグローバル化が進む時代を見据えた場合、今後子どもたちは、自分とは異なる文化や歴史に立脚する国際社会の人々と共に生きていくことになります。他の国の人々や社会、また、自然や環境を共にするためには、「共存と協力」の精神を育むことが必要です。そのためには、まず我が国や地域社会の自然や文化等についての理解を深め、これらを尊重する態度を身に付けることが極めて重要です。自らが住んでいる身近な地域に、すぐれた文化財や伝統的文化が、生きた教材として現存していることは、かけがえのない恵まれた教育環境にあるといえます。今日まで先人が守り伝え残してくれたように、今後は、これらの歴史的遺産を後世に引き継ぎ、保存・継承していくことが、私たちに課せられた使命といえます。

【生涯学習体系の整備・充実】

少子高齢化社会の進行や高度情報化社会の進展など、急激な社会構造の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイル[5]も複雑で多様化してきています。そうした社会にあって、市民一人ひとりが、生涯を通して健康で生きがいのある人生を過ごしつつ、それ

---

[4] 文化財
文化、歴史、学術などの見地から価値を持ち、保護・保存の必要がある有形・無形の文化遺産。文化財保護法による文化財の種類は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群等があり、指定、選定、登録の対象になっている。このほか、埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財の総称）が、保護の対象となっている。

[5] ライフスタイル
衣食住など日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含んだ、広い意味での生き方のこと。

ぞれが自己実現を図っていくためには、様々な学習の機会を自由に選択して学ぶことのできる生涯学習の体系的な教育環境づくり、システムづくりが重要といえます。

現在三好市には、体育館や運動場などの社会体育施設、公民館（分館）、図書館（室）などの社会教育施設、また、学校教育施設である小・中学校の体育館や運動場など、生涯学習に供する施設は数多くあります。これらのすべては市民に開放されており、このうち社会体育施設はほとんど毎日のように利用され活用されています。また、三好市中央公民館、三野、井川、山城公民館では、正規及び自主講座が毎年開催されており、市民相互が「教え合い」、「学び合い」ながら、趣味や実技、教養等を高めるために自主的な運営活動が行われています。

しかし、こうしたスポーツや文化・芸術的活動は、三好市の行政面積が広大であること、山間部が多いことなどの様々な理由から、従前の事業を旧町村単位で踏襲する形で実施されており、三好市の生涯学習体系として一体となった取組みに至っていないというのが現状です。

これからの生涯学習社会実現の重要性を考えた時、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が、「いつまでも」学習できる教育環境やシステムづくりを早急に構築する必要があります。公民館等の老朽化、耐震化に伴う施設設備の改修・整備を計画的な維持修繕で推進するとともに、指導者やリーダー等の人材育成にも注力し、より安全で快適な利用環境の整備に努めます。

【人権尊重社会の実現】

「21世紀は人権の世紀」と言われ、また、「人権のないところに平和は存在し得ない」とも言われています。最近、私たちの日常生活の中で、高齢化、国際化、男女共同参画化[6]が急速に進行してきており、まさに、様々な人たちと「共生・共存」し、お互いに平和な生活を営まなければならない時代の到来を感じます。

言うまでもなく、三好市がめざす「生まれてよかった」「住んでよかった」「訪れて楽しかった」という定住と交流を育む「まち」づくりには、すべての人の生命が尊重され、一人ひとりが大切にされる人権尊重の精神が基盤となる必要があります。

三好市では、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「地対財特法」）の失効や町村合併等によって、これまでの人権教育を後退させないことを合言葉に、従前から各旧町村において人権教育・啓発の推進に取り組んできています。その結果、課題は残されているものの、徐々に差別意識の解消が進むとともに、広く人権意識の高揚が図られています。

しかしながら、私たちの周りには、いまだに様々な差別問題が多く存在しています。例えば、同和問題をはじめ、いじめや児童虐待、また、女性に対する差別・暴力の問題、高齢者、障がい者、外国人等に対する偏見や差別問題など、十分に基本的人権が保障されているとはいえない現状にあります。また、私たちの日常生活の中には、潜

[6] 男女共同参画化
男女が社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画していくとともに、均等に利益を享受し、かつ責任を負うこと。

在して表面に現れない重大な差別問題が存在することも認識しておく必要があります。

さらに、近年はインターネットや携帯電話等を使用した新たな人権問題も発生しており、人権問題解決のために、市民一人ひとりが発達段階や実態、実情に応じて常に主体的、積極的に取り組むことが重要です。

そのため、三好市としては、生涯を通して豊かな人権感覚を培い、人権の意義や重要性を確実に学習することにより、人権問題を自分の問題として捉え、差別解消に向けた行動力、実践力を培う人権教育・啓発の推進をめざす必要があります。

３　三好市教育の基本理念

「郷土（ふるさと）を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市は豊かな自然に恵まれ、地域が誇る伝統芸能や文化財が数多く現存しています。こうした自然や伝統的文化財を次の時代に継承発展させるためには、まず、郷土（ふるさと）を愛し、郷土（ふるさと）に誇りをもてる市民の育成が重要です。

また、これからの時代を展望した時、すべての市民が生涯にわたって自ら学び、豊かで充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められます。そのためには、それぞれの学習ニーズや「学び」の状況に応じた教育が展開できるように、生涯学習の視点に立った教育理念のもとで教育を推進する必要があります。

三好市教育振興計画　基本構想

三好市総合計画基本理念
自然が生き活き、人が輝く交流の郷
三好市（あふれる笑顔と未来のために）

三好市教育振興計画基本理念
郷土（ふるさと）を愛し、生涯を通して「学び」を実現する教育の創造

徳島県教育振興基本目標
郷土（ふるさと）に誇りを持ち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり～地域の個性に根ざし、未来を拓（ひら）くオンリーワン教育の実現～

基本理念達成の視点
生涯を通して、自ら学ぶ「ひとづくり」
生涯を通して､共に学べる「環境づくり」

基本目標
一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進

（基本方針）

楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

（重　点　施　策）
- 共に生きる社会づくりと人権文化の創造
- 地域文化の振興・継承と文化財の保護・活用
- 豊かな生涯スポーツ社会の実現

たくましく、未来にはばたく子どもの育成
- 地域の特性を生かした特色ある学校づくり
- 「生きる力」を育む学校教育の充実
- 開かれた学校教育を支える支援体制の強化

豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実
- 適正規模､適正配置に考慮した学校教育の推進
- 安心で安全な施設設備の整備・充実
- 情報化社会に対応した教育環境の充実

第３章　基本計画

１　基本目標

「一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進」

三好市総合計画では、三好市の将来像を「自然が生き活き、人が輝く交流の郷　三好市」と定めています。

これは、三好市の豊かな自然と多くの歴史的文化遺産、そして、恵まれた観光資源を活かしながら、自然と人が共に生き、かつ、共に活かされる郷土（ふるさと）づくりをめざしたものです。そのため教育面においても、安心、安全でゆとりと潤いのある学習環境の中で、一人ひとりの「学び」の意欲を高めながら、自らの個性や能力を磨くことのできる教育の展開が求められます。その場合、家庭教育、学校教育、社会教育の三者が、「支え合い」、「助け合い」、「つながり合い」の連携・協力によって、共に相乗効果を図りながら、それぞれの教育力を向上させる活力ある教育の取り組みが重要となります。

２　基本方針

三好市では、これからめざすべき教育の柱を「生涯学習」、「学校教育」、「教育環境」の３つと定め、実態を踏まえながら、地域の特性を生かした魅力ある教育を推進します。

⑴　楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

市民が生涯を通じて、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「いつまでも」学び、社会参加できる生涯学習社会の実現をめざします。

⑵　たくましく、未来にはばたく子どもの育成

「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」等の「生きる力」の育成を図るため、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。

⑶　豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

安心、安全に学べる教育施設の整備と教育の質を高めるための教育環境の整備・充実を推進します。

３　重点施策

三好市教育の基本理念及び基本目標の精神に則り、基本方針にそれぞれ3つの重点施策を定め、特に重点をおいて積極的な教育行政を推進します。

⑴　楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

生涯学習の推進では、市民が生涯を通じて、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「いつまでも」学び、社会参加できる生涯学習社会の実現をめざし、特に「人権教育」、「伝統文化と文化財の保護・振興」、「スポーツ振興」の３つを重点施策として、つぎのように取り組んでいきます。

①　共に生きる社会づくりと人権文化の創造
②　地域伝統文化の振興・継承と文化財の保護・活用
③　豊かな生涯スポーツ社会の実現

⑵　たくましく、未来にはばたく子どもの育成

学校教育の推進については、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」等の育成を図るため、特に「特色ある学校づくり」、「生きる力の育成」、「学校の支援体制」の３つを重点施策として、つぎのように取り組んでいきます。

①　地域の特性を生かした特色ある学校づくり
②　「生きる力」を育む学校教育の充実
③　開かれた学校教育を支える支援体制の強化

⑶　豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

教育環境の整備・充実の推進については、安心、安全に学べる教育施設と教育の質を高める教育環境づくりのために、特に「学校規模」、「施設設備」、「情報教育」の３つを重点施策として、つぎのように取り組んでいきます。

①　適正規模、適正配置に考慮した学校教育の推進
②　安心で安全な施設設備の整備・充実
③　情報化社会に対応した教育環境の充実

第４章　重点施策の基本的方向

１　楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

⑴共に生きる社会づくりと人権文化の創造

【現状と課題】

我が国の経済の発展や科学技術の進展は、食品や生活用品等の大量生産、大量消費を可能にし、人々が求めるより豊かで、便利で、快適な生活を実現しました。しかし、同時に、これまでの自然や社会環境、教育、文化、また人々の価値観等、精神面においても大きな変化が生じ、いわゆる負の遺産として様々な課題や問題を背負う結果にもなっています。

例えば、最近の食品に関する多くの事件や事故は、商業主義に走るあまり人命や人権を軽視した人道的に許されない行為であり、職業人としてのモラルや誇りを失った心の問題といえます。また、エネルギーの大量消費や不要物の大量廃棄等による地球の環境問題は、人々の生命を脅かす問題であり、基本的人権にかかわる深刻で重要な課題です。

言うまでもなく、この世に生を受けた以上、だれもが生涯にわたって楽しく有意義な人生を送りたいと願っています。その実現のためには、すべての人の「人権の保障」、「安心、安全の保障」、そして「健康と生きがいの保持」の３つは最低条件として必要不可欠なものであり、だれにとっても、安心して、楽しく暮らせる、住みやすい「まち」づくりは、まずは差別のない人権尊重の「まち」が基本となります。しかし、現実には、三好市においてもいまだ解決されていない様々な差別問題が現存しており、市民の差別意識の問題も完全に解消されたとはいえない状況にあります。

このような現状の中で、さらに、現在の三好市においては過疎化、高齢化が進行し、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加するなど、安心、安全に自立した生活を送ることが困難な高齢者が増加しています。５年後の平成32（2020）年には、65歳以上の人口比率が45.32％になると推定されており、高齢者問題は今後ますます深刻化することが予想されます。

市民がいつまでも健康で、楽しく生きがいのある生活を営むためには、三好市の将来を担う青年の積極的な社会参画を促し、市民総ぐるみの生涯学習社会の実現が重要といえます。

【施策の基本的方向】

①　「学び」の支援と生涯学習環境の整備・充実

生涯学習を推進、充実していくためには、市民が「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が、「いつまでも」学べる生涯学習システムの構築と、生涯にわたる「学び」の意欲を支えていくことが重要です。

現在、三好市では６公民館と３地区館を拠点公民館として、53の分館を含めたそれぞれの地域で生涯学習が推進されています。中でも中央（池田町）、三野、井川、山城の各公民館では、趣味や実技、教養を高めるための自主講座・正規講座が開設され、その学習の成果は、生涯学習講座閉講式や市内各地域で開催される「文化まつり」で

発表されており、受講者の学習意欲が高められています。しかし、各講座では、受講者の固定化や高齢化、また、指導者やリーダーの人材不足等の共通の問題を抱えており、これからの生涯学習を「より広く」、「より深く」を目標として充実、発展させるためには、こうした問題は避けて通れない重要課題といえます。

また、本来、生涯学習は各個人が自発的意思に基づいて行う学習であり、その内容も趣味的なものから職業能力の向上をめざすものまで多様といえます。これからの時代の方向性を考えた時、これまでの文化・教養的タイプの学習から、災害防災意識の向上と新しい時代や社会の要請を踏まえた、例えば、職業的知識・技能分野の習得等をめざす生涯学習体系づくりも必要です。

最近の限られた財政的、また、人的資源不足の中では困難な行政課題とはいえ、地域の有能な人材発掘、社会教育主事[7]等の有資格者の計画的養成など、生涯学習の専門的人材の育成を図りつつ、生涯学習社会実現に向けた指導体制の整備・強化が強く求められます。市内各公民館で実施されている生涯学習講座は、少子化、高齢化等時代に順応し、発想を転換した施策を実施し、子どもたちの社会教育・文化芸術活動へのスムーズな参加、生涯学習講座参加者が生きがいや感動を味わえるような学習内容の検討や、公民館生涯学習の活動の仕組みを検討し、公民館としての学習環境の整備・充実が必要になります。

一方、図書館の果たす役割は、市民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で極めて大きいといえます。三好市には、現在、中央、井川の２図書館と山城、三野、西祖谷、東祖谷に設置する４つの公民館図書室と移動図書館車「あおぞら号」により、図書館（室）サービスを実施しています。平成20（2008）年度からは、「三好市図書館（室）蔵書検索システム」の導入により、家庭と図書館（室）がインターネットで直接結ばれ、「いつでも」、「だれでも」、「どこからでも」図書を検索・予約ができるようになりました。

図書館（室）は、生涯学習の拠点として、高度化・多様化する市民ニーズに応えるため、蔵書の充実や、レファレンス[8]サービスの充実、誰もが読書に親しむことのできるよう、移動図書館車での図書館サービスをさらに推進します。また、読書振興のさらなる推進をめざして、「おはなし会」や「ブックスタート[9]」を開催するなど、乳幼児期から親子で読書に親しめる環境づくりに努めます。

また、図書館（室）が、子どもからお年寄りまで使いやすく、親しみを感じてもらえるような生涯学習の場となるよう、利用環境の整備に努めます。

---

7 社会教育主事
都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、一定の資格を有し、社会教育法の規定に基づき、社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う者。

8 レファレンス
情報を求めている利用者に対して、必要とされる情報や資料を調査、提供する業務。

9 ブックスタート
地域に生まれた赤ちゃんとその保護者に、絵本を開く体験と一緒に絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動

参考　　平成26年度　生涯学習講座状況

館名	三野公民館		井川公民館		中央公民館		山城公民館		西祖谷	地区館講座	合　　計	
講座別	自主講座	正規講座	自主講座	正規講座	自主講座	正規講座	自主講座	正規講座	正規講座	正規講座	自主講座	正規講座
講座数	7	10	21	7	17	1	4	0	1	11	49	30
登録人	87	160	253	96	417	26	53	0	14	224	810	520

○社会教育学習講座

・三好市民大学講座　年間９回　受講生201人
・三好市学術文化学会講座　年間３回　会員75人
・各公民館でパソコン講座実施
・健康促進実技講座　年間15日実施
・公開講座年間数回実施

参考　　中央・井川図書館の蔵書・利用状況

項目	館名	平成 18 年 3 月		平成 22 年 3 月		平成 26 年 3 月	
蔵書数	中央	57,208	115,709	62,435	125,262	61,849	117,665
	井川	58,501		62,827		55,816	
登録人数	中央	1,463	6,664	1,180	1,458	2,747	3,640
	井川	5,201		278		893	
貸出冊数	中央	66,649	103,720	91,519	140,621	51,588	91,330
	井川	37,071		49,102		39,742	

②　人権文化の創造とノーマライゼーション[10]社会の実現

21世紀のキーワードは、「平和、人権、環境」だといわれています。中でも、人類が起こした２度にわたる世界大戦の反省から、「人権」が平和の基礎であることは世界の共通認識であり、いまや人権教育は世界の潮流として国際社会が協力して推進すべき共通課題となっています。そうした意味において、21世紀はまさに「人権の世紀」と呼ぶことができます。

また、人権教育は人権尊重精神の涵養[11]を目的とする教育活動であり、そのめざすところは人権という普遍的文化（人権文化）を創造することにあります。文化とは、有形、無形を問わず、人類がこれまで自らの手で築き上げてきた生活様式の全体をいい、例えば、私たちの日常生活において当たり前のものとして普段は意識しない「ものの見方」、「考え方・感じ方」、「行動の仕方」などは文化そのものといえます。つま

10 ノーマライゼーション
社会において、障がい者や高齢者等を特別な存在として見るのではなく、健常者とともにノーマル（普通）な生活を送ることのできる社会こそ普通の社会であるという考え方。社会福祉の基本理念として国際的に定着してきている。
11 涵養（かんよう）
水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

り、人権文化とは、一人ひとりが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践し、それが文化として定着し根付くことをいいます。

一方、ノーマライゼーションとは、すべての人を幸せにするという福祉の基本理念のもとに、障がい者も健常者も、同じ条件で普通（ノーマル）に生活を送ることができる成熟した社会づくりをめざす営みのことです。例えば、子ども、女性、高齢者、障がい者、同和地区の人々など、一般的には社会的に弱い立場にある市民が、ハンディを負うことなく他の市民と同様、普通に生活し活動できる生活環境や地域社会が本来のあるべき姿であり、その実現を図ることがノーマライゼーションの考え方といえます。

言うまでもなく、人権尊重の基本は、差別や偏見を受けないことはもちろんのこと、生涯を通して個人として尊重され、一人ひとりの個性や多様性が認められると同時に、それぞれの持つ可能性を発揮する機会が確保され、自己実現が図れることです。そのためには、まず、「差別をしない」、「させない」、「許さない」ための教育、つまり、これまで取り組んできた人権教育・啓発を継続するとともに、なお一層充実、進展させることが極めて重要といえます。また、同時に、人権を保障し「差別を解消する」というこれまでの人権教育から、「人権文化の構築」、「ノーマライゼーション社会の実現」といった、市民が共に新しい「地域文化を創る」という視点からのより積極的な人権教育の推進が重要といえます。

三好市では、すべての市民が安心・安全に、豊かに、そして、楽しく暮らせることができる人権尊重の「まち」づくりをめざしています。人権の「まち」は、一人ひとりの個性や様々な違いが大切にされ、それぞれが役割を分担しつつ、互いが認め合い、支えあい、大切にされることによって、自分が地域社会に役立っていることや住んでよかったと実感できる「まち」といえます。また、地域に根づいている市民のやさしさや思いやりが、次の時代に受け継がれていく人権の「まち」でもあります。

その実現のためには、様々な立場にあるすべての市民が、「人権文化」、「ノーマライゼーション」という共通の目標に向かって、一人ひとりが人権問題の解決に積極的に関わる「参画」と、それぞれが持っている知識・技能や経験を出し合う「協働」による取り組みが重要であり、人と人、人と地域、地域と地域の豊かな関係を築きあってこそ可能といえます。

③　人権問題解決への実践化

人権問題については、我が国では憲法の基本理念のもと、政府や地方公共団体が人権に関する諸制度の整備や法律・条例の制定などを図り、解決に向けての諸施策を講じてきました。しかし、現在においても、依然として家庭、学校、地域社会、職場等の社会生活において、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別や人権侵害がなお存在しており、国際化、情報化、高齢化等の社会の変化や進展によって、新しい人権問題も生じています。

三好市では、これらの人権問題を解決するために、平成26（2014）年３月に改訂された徳島県人権教育推進方針に基づくとともに、平成19（2007）年３月に作成された“あわ”人権学習ハンドブック及び平成27（2015）年３月に別冊版として作成された

“あわ”人権学習ハンドブックプラスの活用によって人権教育啓発を推進しています。この徳島県人権教育推進方針及び“あわ”人権学習ハンドブック、“あわ”人権学習ハンドブックプラスは、従来の同和教育の成果と手法を生かしつつ、すべての差別問題解消と人権確立をめざすため、より発展的に再構築された新しい人権教育の指針及び手引き書です。今後も、人権問題解決については、徳島県人権教育推進方針に示されている普遍的及び個別的視点の両者からのアプローチによって人権尊重への理解を深めていくことが重要と考えます。

また、個別人権課題には、「女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ（エイズ）感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、日本人拉致問題、災害時における人権問題、様々な人権問題（性同一性障がい者、同性愛者、ホームレスに対する人権侵害）等」（課題後述）が挙げられます。個別人権課題については、同和問題を重要な柱と認識するとともに、多くの課題を機械的に配列するのではなく、三好市の実態等を踏まえながら、重点的に扱う必要があります。

例えば、三好市では、教育上特別な支援を要する子どもたちに対して、平成18（2006）年度より特別支援教育[12]の支援員制度を設立しています。この制度は、これまで特別支援教育の対象に含まれていなかった学習障害（ＬＤ）[13]、注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）[14]、高機能自閉症[15]等の子どもたちに対しても学習支援や生活支援を行うもので、平成26（2014）年度は市内の小・中学校に26名の支援員が配置されています。今後も特別支援教育の充実、発展のためには、各学校の要請に応えるべき支援員の配置と「個別の指導計画」を作成して活用を図ると同時に、特別支援教育や支援を必要とする子どもたちに対する市民の理解を一層深めるなど、支援を要する子ども一人ひとりの可能性を最大限に発揮できる人権教育の推進が求められます。

また、人権問題を解決するためには、市民が主体となる人権教育・啓発の推進が必要です。一人ひとりが人権問題を自らの課題としてとらえ、その解決に主体的に取り組む意欲や態度を育てる人権学習会を開催するために、三好市人権教育推進協議会（以下、「協議会」）では、市民による人権教育講師団を構成し、各公民館・分館、各種企業、ＰＴＡ研修会等人権教育研修会の講師として派遣しています。また、協議会で

---

12 特別支援教育
障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う教育。

13 学習障害（LD）
基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害はその原因として、中枢神経系になんらかの機能障害があると推定されるが、視覚障害・聴覚障害・知的障害・情緒障害などの障がいや環境的な要因が直接の原因となるものではない。

14 注意欠陥・多動性障害（ADHD）
年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

15 高機能自閉症（HA）
３歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

は、講師団の研修会を積極的に開催して人材育成を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けて各地域で人権教育研修や人権啓発の講演会を開催いたします。

言うまでもなく、人権意識やその実践力は、生涯を通しての継続的な「学び」によって、高められ身に付くものです。そのため、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフスタイルや発達段階に応じて、多様な学習活動を展開し、家庭・学校・社会教育が連携を強めることによって、三者が一体となった人権教育・啓発を推進することが出来ます。

特に、学校教育においては、社会の変化に伴い人権問題が多様化、複雑化している実態を敏感に把握し、指導内容や指導方法等の改善、充実を図ることが大切です。また、「自ら学ぶ」ことを学習スタイルとする生涯学習においては、「分かる」、「楽しむ」、「役に立つ」の３つの喜びが味わえる人権学習が求められ、体験的参加型等や地域に見合った学習プログラム等の開発など、学習者の参加意欲が高められる条件整備や学習環境づくりが重要といえます。

なお、現在、三好市が実施している「人権相談」をはじめ、国・県が設置している「女性の人権ホットライン[16]」、「子どもの人権110番[17]」、「法テラス[18]」等の相談窓口については、市民のもつ様々な悩みや不安を早期に解消できる身近な相談機関としてより有効に活用されるために、関係部課、関係諸機関との連携を深めるなど一層の整備、充実を図る必要があります。

参考　三好市人権教育講師団派遣研修会実施状況

	平成18年度					平成25年度					平成26年度				
対象	婦人会等の団体研修	企業研修	公民館(分館)研修	PTA研修	合計	婦人会等の団体研修	企業研修	公民館(分館)研修	PTA研修	合計	婦人会等の団体研修	企業研修	公民館(分館)研修	PTA研修	合計
実施回数	4	4	3	0	11	1		1	2	4		1	1		2
参加者数	258	242	110	0	610	21		43	106	170		19	45		64

参考　個別人権課題　「徳島県人権教育推進方針（平成26年３月改訂）」より抜粋

（１）「女性」

今なお男女の役割を固定的に捉えようとする意識や慣習が社会に根強く残っており、家庭・職場において性による種々の差別や人権侵害を生む要因となっています。職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、夫・パートナーからの暴力、ストーカー被害や性被害なども、女性に対する重大な人権侵害の一つです。

16 女性の人権ホットライン
女性の人権に対する侵害をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けている。

17 子どもの人権 110 番。
子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための電話相談を受け付けている。

18 法テラス
「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」と言う理念のもとに、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立。「司法制度改革」の３本柱のひとつであり、正式名称は、「日本司法支援センター」である。

性別に基づく固定的な役割分担意識をなくし、人権尊重を基盤とした男女平等意識の育成を図るため、学校・家庭・地域など社会のあらゆる分野において、男女の平等や男女共同参画を推進するための教育の充実を図る必要があります。特に、男女が互いの人格を認め合い、性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮し、多様な生き方や選択を可能とする中で、男女が個人として相互に生かされる社会づくりをめざす視点を重視することが大切です。

（２）「子ども」

現在、少子化の進行、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもをめぐる生活環境の変化や子どもの成長発達を阻害する要因の増大によって、子どもの身体面や精神面における様々な問題が生じています。具体的には、校内暴力やいじめ、不登校などの問題に加え、児童虐待や子どもの性被害などが新たな社会問題として現れています。

子どもの人権を守るためには、家庭・地域における子育てや学校における教育のあり方を見直すことが大切であり、子ども一人ひとりの人権を尊重した教育や学校運営を行うことが求められます。

（３）「高齢者」

国民の生活水準の向上や医療技術の進歩などにより、我が国の平均寿命は著しく伸長するとともに、出生率の低下による若年層の減少により、人口の高齢化が急速に進行しています。

高齢者が社会の重要な構成員として尊重され、充実した生活を送ることができる社会を創り上げていく必要があるものの、現実には、高齢者に対する虐待や財産権の侵害等の問題や高齢者の社会参加の困難さなど、対応すべき数多くの課題が認められます。

高齢者が自らの役割を担いつつ積極的に社会活動に参画し、充実した生活を送るためには、高齢者の尊厳についての正しい理解と認識を深め、高齢者の人権を尊重していくことが大切です。

（４）「障がい者[19]」

交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面の障壁、障がいに対する偏見などの意識上の障壁などにより、差別的扱いや不利益を被るケースが見られ、障害者の自立と社会参加が阻まれている状況にあります。特に、意識上の障壁の背景には、障がいや障がい者に対する理解不足が深くかかわっているものと考えられます。

障がい者の自立と社会参加を可能とする社会の実現を図るためには、障がい者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーション（障がいのある人も、

[19] 「障害」の「害」のひらがな表記について
徳島県では、人権尊重や障がい福祉に対する県民理解の一層の促進を図るため、県が作成する公文書等において「障害」を「障がい」と、ひらがな表記に取り組んでいるため、本計画でも同様に「障害」を「障がい」とひらがな表記する。
※適用する場合：「障害」という言葉が、「人や人の状態」を表す場合は「障がい」と表記する。

家庭や地域の中で普通の生活が送れるような社会をつくるという考え方）の理念の普及・定着を図ることが重要です。

（５）「同和問題」

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題となっています。「同対審答申」に基づき,「同対法」が施行されて以来、国・県・市町村の積極的な取り組みが進められてきた結果、住宅や道路等の生活環境の整備については大きく改善されてきたものの、大学等への進学率をはじめとする教育の問題やこれと密接に関連する不安定就労の問題などになお格差が存在しています。また、差別意識についても、結婚に対する意識や差別落書きの状況、近年におけるインターネットを使った差別表現の増加や悪質化に見られるように依然として根深いものがあり、同和問題が解決したという状況には至っていません。

同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」（平成８年〈1996年〉７月閣議決定）及び県の「同和問題の解決に向けて（基本方針)」に基づき、その解消を図っていくことが大切です。また、学校教育や社会教育全般を通じて、同和問題の解決に向けた系統的で持続的な取り組みを推進することが求められます。

（６）「アイヌの人々」

アイヌの人々は、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとはいえません。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域においては、他の人々との格差がなお認められるほか、結婚・就職等における偏見や差別の問題が根強く存在しています。

アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消を図るためには、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を大切にする教育を推進することが求められます。

（７）「外国人」

諸外国との人的・物的交流が飛躍的に増大しつつある昨今、県内に在留する外国人が急速な勢いで増えつつあります。外国人に対して、言葉をはじめ文化や宗教、習慣などの違いによる入居・入店拒否、低賃金や劣悪な労働環境下での就労の問題など、様々な人権問題が発生している状況にあります。さらには、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等に対する偏見や差別意識が認められます。

私たちが真の国際化に対応した社会を築くためには、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性を受け入れ、これを尊重する態度を養うなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることが大切です。さらに、在日韓国・朝鮮人問題に対しては、その歴史的なつな

がりや経緯を踏まえ、誤った認識や固定的な観念を払拭していく必要があります。

（８）ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

エイズやハンセン病などの感染症に対する医学的・科学的な認識が不十分なことから、誤った思い込みや過度の危機意識が生まれ、感染者や患者、元患者及びその家族に対する様々な人権問題が生じています。

感染症に対する偏見や差別意識を払拭するためには、ＨＩＶ感染症やハンセン病等の感染症についての正しい知識の普及を図ることにより、感染を防ぐための教育とともに、感染症や感染者、患者、元患者に対する理解を深める教育を推進することが求められます。

（９）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別には、一言では言い尽くせない根深いものがあります。刑を終えて出所した人が就職を望んでも、根強い偏見や差別によって社会復帰の機会から排除されるケースがあり、立ち直りをめざす人たちにとっては厳しい現実が広がっています。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族・職場・地域社会などの周囲の人々の理解と協力が不可欠となります。さらに、刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別意識を解消していくための教育を推進することが大切です。

（10）犯罪被害者等

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮や保護を目的とした方策を講ずることが課題となっています。マスメディアによる行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏に対する侵害などの人権侵害が認められる状況にあります。さらには、犯罪被害者等の主張が世間から非難を受けたり、被害者自身が周囲から偏見の目で見られたりして、さらなる人権侵害を受けるケースも認められます。

犯罪被害者等の人権を守るためには、生命の尊さを基盤に据え、被害者等に対する人権侵害の現状を知り、被害者等がおかれている立場や心情を理解することや、地域全体で被害者等を支援していこうとする意欲や態度を培うことが必要です。また、犯罪予防等に関する指導を実施し、犯罪にあったときの当事者や周囲の人々の対応についての知識・技能を習得することも重要です。

（11）インターネットによる人権侵害

現在、日常的にインターネットを利用している人の数は急速な勢いで増えつつあります。

掲示板サイトに他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が見られるなど、個人や集団にとって有害な情報が掲載されるケースが増大し、匿名性を利用した悪質な人権侵害が発生しています。また、個人情報が流出することによって個人のプライバシーが守られない状況が発生しており、そのことが新たな人権侵害につながるケースが起きてきています。さらには、携帯電話の普及により、メ

ールや携帯電話用サイトを利用した人権侵害・差別事象が増加しています。

インターネットによる人権侵害の発生を防ぐためには、インターネット上の誤った情報や偏った情報の問題点について学習する必要があります。また、情報化の進展が社会にもたらす影響の重大性について学習するとともに、情報収集や発信の主体者としての責任を自覚させ、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせることが大切です。

（12）日本人拉致問題

拉致問題は、1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局が多くの日本人をその意思に反して強制的に北朝鮮に連れ去ったものであり、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害です。また、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題でもあります。この問題は、拉致被害者本人のみならず、その家族にも大きな苦痛や深い悲しみをもたらしています。

拉致問題の解決には、私たち一人一人がこの問題への正しい理解や関心、認識を深めるとともに、拉致問題を人権問題として捉え、理解を深める取組を推進する必要があります。

（13）災害時における人権問題

平成23年（2011年）３月11日に発生した、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故は、被災地域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こしました。被災した人たちが身を寄せた避難所において、生活環境の問題やプライバシーの保護の問題が生じるとともに、女性の避難所生活や高齢者、障がい者、子ども、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」への配慮が問題となりました。また、根拠のない思いこみや偏見により、被災者が差別的な扱いを受け、さらに、子どもが避難先の学校でいじめにあうという問題も起こっています。

災害時においては、情報を正しく見極め、被災者の置かれた状況から、災害時における人権問題について正しく理解し、行動できる態度の育成が求められています。また、多様な学習機会を通して、人と人とのつながりの大切さを意識するとともに、被災者に対して積極的に支援しようとする意欲や態度を育み、互いの人権を尊重し、共に生きる社会の一員として適切に対応できる態度を身に付けることが大切です。

（14）様々な人権問題

私たちの身の回りには、前述の人権問題以外にも、性同一性障害者に関する人権侵害、ホームレスの人々に対する人権侵害、日本人拉致問題など、様々な人権問題が存在しています。今後、高度情報化、国際化、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化が進む中で、ますます新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

⑵地域文化の振興・継承と文化財の保護・活用

【現状と課題】

市内各地に現存する多数の文化財や伝統的文化は、我が国や地域の歴史、文化を正

しく理解する上で欠くことのできない貴重なものであり、私たちは先人が築いた貴重な歴史文化遺産を受け継ぎ、次代の人々に末永く引き継いでいく責任があります。

しかし、近年、特に伝統芸能や祭礼行事などの伝統的な無形文化遺産は、過疎化、少子・高齢化等の進展により後継者不足に悩まされ、文化の保存・継承が困難な状況になっています。

一方、平成19（2007）年度に県内各地で展開された第22回国民文化祭を契機として、身近にある地域の歴史文化や様々な文化活動に対して市民の理解や関心が深まり、伝統文化の保存・継承への機運の高まりがみられるようになっています。

三好市は、県内でも屈指の「文化財の宝庫」であり、これらの魅力ある文化財を活用した「まち」づくりは、地域文化の振興と同時に保存・継承に対しても大いに期待がもてることから、今後の文化財保護は、市にとっても重要な課題といえます。

また、市内にはまだまだ多くの文化財が眠っている可能性があり、これらを発掘し文化財として活用することも重要です。例えば、西祖谷山村では、約50年間放置されていた５地区のからくり襖絵を平成16（2004）年度から修復し、平成17（2005）年10月には後山地区で復活公演が開催され文化財として蘇らせています。

また、平成19（2007）年、市内旧家の遺族から自宅の蔵に保存されていた約3,000点に及ぶ史料の寄贈があり、三好郷土史研究会により調査、整理が行われ、現在収蔵室で保管されています。また、他の篤志家からは三好市出身の画家である山下菊二画伯の絵画等の寄贈があり、これらは、いずれも歴史的価値が高く貴重なものばかりといえます。

今後も、こうした歴史的にかけがえのない重要な史料等や文化財が未発掘のまま散逸や消滅することがないように、三好市文化財保護審議会を中心にして埋もれた地域資源の発掘や収集に向けた積極的な調査を継続して実施する必要があります。また、これらを保存、展示できる資料館等の設置も、今後検討すべき重要な課題といえます。

【施策の基本的方向】

①　地域文化の振興と継承

市内各地域に現存する伝統的文化は、これまでも長い歴史の中で、恐らく何度も消滅の危機と闘いながら保存・継承が図られ、発展してきたものと思われます。つまり、地域の文化振興や継承は、いつの時代においても、地域住民の熱い思いや願いに基づく「参画」と「協働」の精神なくして実現は不可能といえます。

現在、三好市には、国・県・市指定の民俗文化財が17件（有形民俗文化財５件、無形民俗文化財12件）が現存しています。これらの文化財は、現在、地域住民による保存会等の熱意と努力によって保存・継承されているものの、そのほとんどは過疎化、少子・高齢化等の理由から後継者の育成が十分でないというのが現状です。中には、参加人数や規模の縮小など本来の形を変えることにより保存・継承が保たれている状況もあり、現状のままでは、消滅や文化財としての価値が失われる心配もあります。

このため、三好市では、平成20（2008）年度よりこれらの民俗文化財を年次的かつ計画的に映像記録の保存事業を実施しており、このことによって、例えば、地域の伝統的文化が仮に途絶や消滅があった場合でも、次世代においてそれを復元することが

可能となります。

今後、こうした映像記録を学校教育の教材として使用したり、広く市民に公開したりするなどの多様な活用によって、地域文化への理解や文化振興及び継承への関心や意欲を高めることができます。しかし、本来、文化の保存・継承は直接人から人へと次世代の青少年に確実に受け継がれるべきものであり、映像保存等はいわば緊急避難的措置といえます。貴重な地域の伝統的文化は、狭義の地域や地区という枠にとらわれず、市民共有の財産として、認識し継承できるように、例えば、三好市文化財保存会（仮称）の結成等の検討も必要と考えます。

また、現在、各学校で実施している総合学習や放課後子ども教室推進事業、伝統文化子ども教室等の取り組みの中には、地域の高齢者が昔の生活文化や伝統芸能等を子どもたちに伝承している活動も多くあり、これらは地域文化の継承と普及、また、後継者の育成、郷土の歴史の習得等において有効な学習の機会であり、今後もこうした事業の拡充は積極的に推進すべきと考えます。

参考　三好市の地区別指定文化財数一覧　（平成27年４月１日現在）

指定	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合計
国指定	1	1	4	1	3	4	14
県指定	1	3	12	4	5	9	34
市指定	2	11	19	11	9	18	70
合計	4	15	35	16	17	31	118

参考　三好市の無形民俗文化財一覧　（平成 27 年４月１日現在）

指定	名　称	指定年月日	所在地	所有者・管理者
国	西祖谷の神代踊	昭 51.5.4	西祖谷山村	神代踊保存会
県	山城の鉦踊	昭 29.8.6	山城町粟山他	鉦踊保存会
県	有瀬かぐら踊り	平 13.5.11	西祖谷山村有瀬	有瀬かぐら踊り保存会
市	大平の獅子舞	昭 62.1.3	三野町太刀野山	大平獅子舞保存会
市	川崎獅子太鼓	昭 38.10.14	池田町川崎	川崎獅子太鼓保存会
市	馬路常念仏供養	昭 52.4.1	池田町馬路	神宮寺
市	熊野神社・両皇神社の百手	昭 56.11.22	山城町下名	下名百手保存会
市	大月のちょうさ	平 9.11.11	山城町大月	大月太鼓保存会
市	井内雨乞踊	昭 63.5.17	井川町井内	井内雨乞踊保存会
市	音頭踊り	昭 63.8.2	西祖谷山村上吾橋	音頭踊保存会
市	八幡獅子太鼓	平 14.10.1	西祖谷山村重末	八幡獅子太鼓保存会
市	平崎だんじり太鼓	平 16.6.16	西祖谷山村一宇	平崎だんじり太鼓保存会

②　文化財の保護と活用

最近、海外の貴重な文化遺産に日本人による落書きが発覚し、大きな問題となりま

した。国内でも同様の事件が各地で発生しており、国民の文化財に対する理解、関心の低さは、文化財保護の観点からも重大な問題といえます。また、現在、私たちが直接見たり触れたりすることのできる歴史的遺産や文化遺産は、長い歴史の中で度々の自然災害等を免れてきたものばかりであり、そのことを考えたとき、その価値の大きさは計り知れないものがあります。

言うまでもなく、文化財保護精神の涵養には、早期からの教育が必要であり、市内の各学校においても、子どもたちに対して文化財保護の啓発についての教育が必要と考えます。例えば、国が毎年実施している11月１日からの文化財保護強調週間や、三好市の平成20（2008）年度からの文化月間（10月、11月）に合わせて、市内の文化財に対する理解や関心を高めるための学習会や史跡巡りの見学会等を更に充実します。

また、現在、三好市では、国及び県の補助事業の活用を図りながら、三好市文化財保護審議会との連携のもとで、指定文化財の調査、修理・修繕、説明板の設置等による文化財の保存と活用の事業を推進しています。平成19（2007）年度からは、国の選定である東祖谷の落合重伝建地区における伝統的建造物の修理事業に着手し、平成26年度末までに９件13棟の保存修理事業が完了しています。また、併せて歴史的風致維持向上計画に登載されている古民家ステイ事業については、計画どおり８棟の整備が完了しています。今後も、引き続き、落合集落内において選定されている54棟の伝統的建造物について、すべての修理事業が完了するまでには相当の年月と費用が必要になりますが、所有者の理解を得ながら事業実施を推進する必要があります。しかし、四国内でも同様の重伝建地区である美馬市脇町や愛媛県内子町が町並み保存に成功し、現在では観光の「まち」として大いに賑わっていることから、落合集落についても将来への期待は大きいものがあります。今後、池田町内におけるうだつの残る伝統的建造物の町並み景観については、当市における歴史的な町並み景観を維持・向上を図るうえで貴重であることから、市において町並み保存が図られる取り組みを積極的に推進することが必要と考えます。

一方、現在、三好市の観光の目玉的存在である有形民俗文化財の祖谷の蔓（かずら）橋は、３年ごとの架け替えが必要であり、資材として使用するシラクチカズラの確保が喫緊の課題となっています。西祖谷山村では、「祖谷の蔓橋架け替え資材確保実行委員会」の積極的な活動の展開により、シラクチカズラの苗を育成し、これを国有林内の適地に移植して人工的に育成しようという試みがなされています。また、文化財は、周辺の豊かな自然と一体となった総合的な調和によってより活かされるものが多く、自然環境の保護と併せて文化財の継承を考えていく必要があり、行政的支援と官・民共同の長期的展望に立った連携と協力体制が必要といえます。

箸蔵寺・雲辺寺・滝寺などの市内の貴重な文化財は、まずは文化遺産としての保存を第一義としつつも、活力ある「まち」づくりの核として活用することも重要です。そのためには、文化財保護の専門的職員や見学会・体験学習会におけるボランティア等の人材育成が緊急の課題です。また、文化財が人々に身近で親しみのあるものにするため、観光旅行者向けの文化財パンフレット等の作成や案内板の整備、インターネット等による県内外への情報発信と有効なＰＲ活動の展開も積極的に図る必要があります。

参考　三好市の種別･地区別文化財数一覧　（平成27年４月１日現在）

種　別	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合　計
有形文化財	1	6	27	4	3	19	60
有形無形民俗文化財	1	2	2	3	8	1	17
記念物	2	7	6	8	6	10	39
重伝建	0	0	0	0	0	1	1
選定保存技術	0	0	0	1	0	0	1
合　計	4	15	35	16	17	31	118

③　文化の鑑賞と文化的活動の推進

最近は、市民の間でも生涯を通しての生きがいづくりや自己実現など、一人ひとりが心に潤いとゆとりのある人間性豊かな生活を求めて、古典芸能等の様々な芸術文化に触れたり、文化的活動へ自らが積極的に取り組む参加意欲が高まってきています。

そのため、三好市では、平成20（2008）年度より毎年10月、11月を文化月間と位置付け、市民参加型の「三好市民文化祭」を実施しており、協賛事業として平成26（2014）年度は、市民大学講座や三好市学校ボランティア事業として各種講演会を開催しています。

また、同時に、この期間には市内の幼・小・中・高校・特別支援学校の幼児や児童生徒の絵画や習字等の作品も展示し、子どもたちの制作意欲の高まりや豊かな感性、情操を養うことをめざしています。こうした機会に質の高い本物の文化芸術に接することは、文化の担い手である青少年の将来にも大きな影響を与え意義深いものがあると考えます。

このような、市民を文化振興の主役とした、市民の「参画」と「協働」による自主的な取り組みは、文化に対する興味、関心を高めると同時に、郷土を愛し、郷土の文化に誇りをもつ市民の育成につながるものであり、これらの文化活動を支援し、総合的に文化事業を推進、充実を図る必要があります。

⑶　豊かな生涯スポーツ社会の実現

【現状と課題】

スポーツは、適度に体を動かし汗を流すことによって、爽快感、達成感などの精神的充足感を満たすとともに、体力の向上や精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたって健康の保持・増進等を図ることができます。しかし、我が国のように、高齢化社会の到来や日常生活の利便性が向上する中では、ややもすると体を動かす機会が減少したり、運動不足による体力不足や健康不安が増加するという傾向にあります。

一方、近年、我が国の子どもたちの体格は大きく伸長しているものの、体力や運動能力は徐々に低下してきており、深刻な状況にあります。しかし、現在の社会は、いまだに知識の量や学歴を重視する傾向があり、体力や運動能力の問題をあまり重大に受け止めない風潮もあります。このため、国の方では、平成20（2008）年度から「全

国体力・運動能力・運動習慣等調査」を実施しています。平成25（2013）年度の結果を平成21（2009）年度と比較すると、徳島県では多くの項目で記録が上回り、子どもたちの体力の状況に改善の兆しがみられています。また、生活運動習慣では、「運動やスポーツが好き・得意」「体育の授業は楽しい」と答えた児童生徒の割合も全国平均を上回るか前回よりも増加傾向にあります。しかしながら、朝食の摂取や睡眠時間の状況に課題がみられ、今後も改善に向けての継続的な取り組みを進めることとしています。

こうした中、三好市においては、急速な過疎化と少子・高齢化によってスポーツ人口は大幅に減少しており、スポーツ指導者の高齢化も進行しています。しかし、健康な高齢者を中心に余暇時間の活用や健康増進のためにスポーツを楽しむ市民も多く、生涯学習としてのスポーツ・レクリエーションが定着しつつあります。また、様々なプロスポーツ等の観戦を希望する市民の声も高まり、平成20（2008）年度に四国・九州アイランドリーグ（硬式野球）を吉野川運動公園池田球場（池田町）で開催して以来、毎年、四国アイランドリーグＰｌｕｓ公式戦２試合を開催し、プロスポーツを間近で見る機会が増えています。

三好市では、平成23（2011）年２月に「みんなが主役、生涯スポーツのまち三好市」を基本理念と設定し、「三好市スポーツ振興基本計画」を策定いたしました。

基本理念である「故郷（ふるさと）を愛し、生涯を通じて『学び』を実現する教育の創造」を達成するための視点として、「生涯を通して自ら学ぶ『ひとづくり』」と「生涯を通じて共に学べる『環境づくり』」の二つを掲げています。

三好市スポーツ振興基本計画の３つの柱である

- 「『誰でも』、『どこでも』、『いつでも』、『いつまでも』スポーツを楽しめる施設・整備の充実」
- 「生涯スポーツのまちづくりを推進する人材の育成」
- 「スポーツを『する』、『みる』、『ささえる』など、市民のスポーツ参加への意欲向上」

について、相互に連携、連動を図りながら、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興という目標が達成できるよう、それぞれの柱に沿った施策及び具体的取り組みを実施していく必要があります。

【施策の基本的方向】

①　市民スポーツ活動の充実と青少年の健全育成

最近の科学技術の高度化や情報社会の進展によって、私たちの日常生活では運動不足やストレスの増大、また、人間関係の希薄化等、様々な変化が生じています。また、我が国は、平均寿命の伸長と出生率の長期的な低下によって少子・高齢化はますます顕著になってきており、これからは私たち一人ひとりが自らの責任において、健康で明るく、活力ある生活を送ることが求められます。

言うまでもなく、スポーツは「健康づくり」や「生きがい」づくりのみならず、スポーツによる交流を通して、市民相互が人間関係を深めることにより連帯感や所属感、相互扶助の精神を養うことができます。

三好市が、毎年実施しているチャレンジデーは、多くの市民がスポーツに親しむと同時に、スポーツと健康づくりへの動機づけを目的としていますが、市民が共通の目標に向かって共に努力し、達成感を味わうことで一体感や地域の活力も醸成されつつあります。チャレンジデーの市民への浸透は進んできており、地域に誇りをもち郷土愛を育むという意味において、三好市がめざす「まち」づくりにも大きく貢献しているといえます。今後は、こうした市民総参加型のスポーツをさらに充実、進展させることにより、三好市においても、国の「成人の週１回以上のスポーツ実施率が３人に２人（65%程度）」という政策目標が、早期に実現できるように一層努力する必要があります。

また、スポーツには、自らが「する」楽しみと、「見る」、「支援する」といった楽しみ方があります。例えば、Ｊリーグ「徳島ヴォルティス」や野球の「徳島インディゴソックス」など地域密着型プロスポーツの応援や観戦を通して、スポーツに親しみ、ゆとりや充実した生活を営むことも、豊かなスポーツライフの実現といえます。また、ボランティア等によるスポーツ大会運営の支援等を通じて、自己開発や自己実現を図ることも可能であり、市民のスポーツの振興は広い視野と多面的な視点から検討する必要があります。

さらに、スポーツ振興は、青少年の健全育成と極めて密接な関係にあります。人間はだれでも、スポーツを通して自己責任や克己心、フェアプレイの精神を養うことができ、仲間との交流によって、精神的なストレスの解消や他人に対する思いやりなど、豊かな心を培うことができます。

しかし、最近、一部の若者に対して、学習意欲や就労・勤労意欲の低さ、慢性的疲労感、あきらめの早さ、主体性の欠如等々を理由に、自立への意欲や自己肯定感の低下を懸念する声があります。言うまでもなく、青少年期は、身体的機能とともに情緒面や知的能力がそれぞれ発達し、それらが相互に作用しながら統合されていく時期です。そのため、スポーツや自然体験等の活動を通して、自らの体を動かし、五感を駆使していく中で基礎体力等をつけ、達成感や満足感、喜びや悔しさを感じながら、将来への新たな活力を蓄え、自立に向けた成長を図っていくことが重要です。しかしながら、最近の青少年は、日常生活の中でも体を動かす機会が減少しており、同時に、運動やスポーツに積極的に参加する者と、そうでない者の二極化や、学校の卒業と同時にスポーツ活動の機会が極端に減少し、スポーツ離れの現象が起きるとの指摘があります。

こうした問題の解決には、まず、青少年をはじめ市民のだれもがスポーツに親しみ、楽しさや喜びを味わうと同時に、スポーツの意義や価値を理解するなど、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送るための十分な基盤づくりが必要です。そのためには、学校体育の充実はもちろんのこと、学校教育と社会教育との連携強化によって、学校体育・スポーツから社会体育・スポーツへの滑らかな移行が可能となる配慮や施策が求められます。また、生涯における個々のスポーツライフの充実は、青少年の時期にどのようにスポーツに接するかどうかで決まるといわれており、学校教育の場だけではなく、地域のスポーツ活動においても、青少年の様々なニーズに応えることができるスポーツ環境の整備、充実が必要といえます。

例えば、青少年が競技者としてはもちろんのこと、今後三好市が推進すべきスポーツ団体やジュニア育成、あるいは各種ファミリースポーツ大会等の開催において、青少年が指導者やスポーツリーダー、また、スポーツボランティア等の立場でも参加できる体制づくりや基盤整備は、市民スポーツ活動の充実、発展と青少年健全育成の両面において重要、かつ、有効な手段といえます。

参考　　三好市チャレンジデー成績一覧

	平成24年度（2012）		平成25年度（2013）		平成26年度（2014）	
市名（県名）	三好市	男鹿市（秋田）	三好市	鹿角市（秋田）	三好市	七ヶ浜町（宮城）
人口	30,637	32,158	30,212	34,349	29,536	19,700
参加者数	17,257	12,942	17,227	21,380	17,991	9,454
参加率	56.3%	40.2%	57.0%	65.2%	60.9%	48.0%
備考	金メダル（勝利）		金メダル		金メダル（勝利）	

※2011 年については震災のため対戦形式なし
※人口減少の関係でカテゴリー４→３へ（４は参加率 50%以上で金メダル。３は 55%以上で金メダル）
参加率 50%以上は金メダル

②　「総合型地域スポーツクラブ[20]」の推進

「総合型地域スポーツクラブ」は、文部科学省が平成12（2000）年に定めた「スポーツ振興計画」に新しく位置付けられており、平成13（2001）年度から平成22（2010）年度までの10年間に、全国の各区市町村に少なくても一つの「総合型地域スポーツクラブ」を育成するとの目標が掲げられています。

この「総合型地域スポーツクラブ」は、従来のスポーツクラブや団体が単一種目型で、性別、年齢、種目等が限定的であるのに対し、自分の年齢や体力、興味、目的に応じてだれでもスポーツやレクリエーション活動を楽しむことができる新しいスポーツクラブです。つまり、子どもから高齢者、また、初心者からトップレベルの競技者まで、技術や技能レベルに応じて参加できるように、複数の種目が準備され、個々のスポーツのニーズに応じた指導者も用意されるといった、まさに「生涯スポーツ社会の実現」型のクラブといえます。

現在、三好市には、合併前の平成16（2004）年３月に池田町で創設された「いけだスポーツクラブ」があり、池田総合体育館を活動の拠点として活躍をしています。例えば、現在は種目数もジュニア、シニア、一般、高齢者向けの15の教室等があり、常に多数の市民が参加して、だれでも、いつでも利用でき、親しまれる「総合型地域スポーツクラブ」として定着しつつあります。

最近、我が国では、労働時間の短縮や週休２日制の実施等、自由時間の増加や健康指向への意識の変化により、人々の間には余暇の時間を活用し、豊かなライフスタイルを構築したいという要望が高まりつつあります。

[20] 総合型地域スポーツクラブ
地域住民が主体的に運営し、地域のだれもが定期的・継続的に複数のスポーツに参加できる総合的なスポーツクラブ。

こうした現状を踏まえ、今後、三好市では「いけだスポーツクラブ」の活動を拡充するとともに、他の地区においても「総合型地域スポーツクラブ」を新しく設立するなど、スポーツ環境の整備、充実を図る必要があります。

しかしながら、「総合型地域スポーツクラブ」は、例えば、運営費が会費制の受益者負担（応益負担）といった、行政主導ではなく市民が主体的に維持、運営する仕組みになっています。そのため、クラブの円滑な運営を行うためには、優れたスポーツ指導者や経営能力を有するクラブマネージャーなど専門的な人材やスタッフ等が必要であり、こうした人材確保や養成もクラブ設立に向けての大きな障害になっています。

これらの課題解決のためには、市民に「総合型地域スポーツクラブ」の意義や必要性を十分周知するとともに、クラブの設立や運営が軌道に乗るまでの期間は、有資格指導者の養成をはじめ、行政側の適切な支援や助言・指導が必要と考えます。

参考　「いけだスポーツクラブ」教室等一覧（平成 26 年度）

サークル・教室名	種目	対象者	人数
ジュニアバレーボール教室	バレーボール	小学生	28
キッズサッカー＆フットサル教室	サッカー・フットサル	幼児・小学生	8
カワイげんきアップたいそう教室	多種プログラム	幼児・小学生	41
ヒーロー養成教室	ハンドボール	小・中学生	9
	バレーボール	小・中学生	2
	野球	中学３年生	27
レッツ体力つくり	健康増進	一般	25
ロコモ予防／貯金運動実践教室 筋力アップ介護予防教室	健康増進	一般・高齢者	34
社交ダンス教室	社交ダンス	一般	12
肩こり予防＆リフレッシュ体操	筋力アップトレーニング	一般	22
グラウンドゴルフ （オープンスクール）	グラウンドゴルフ	一般・高齢者	28
ヨーガ教室	ヨーガ	一般	80
フラ教室	ハワイアンダンス	一般	10
さわやかママさん体操教室	多種プログラム	乳・幼児＆ママ	32
エコツーリズム・ 史跡巡りウォーキング教室	健康増進	一般	15

③　スポーツ施設の有効活用と整備充実

スポーツ施設の整備は、スポーツ振興を図る上での基礎的要件であり、施設設備等の環境の充実は、市民のスポーツ活動の活性化において極めて重要といえます。

現在、三好市には、約30近くの様々な公的なスポーツ施設があり、多くの市民に活用されています。中でも、池田総合体育館、三野体育館の屋内施設や吉野川運動公園、山城総合グラウンドの野球場などは利用頻度が高く、施設設備も比較的整備されています。また、平成25（2013）年度から三野町清水地区の河川敷にサッカー場や陸上競

技場、パークゴルフ場などの複合施設の整備も始まり、平成28（2016）年度のオープンを予定しています。

また、今後、市内における総合型地域スポーツクラブの設立、育成、進展等を考えたとき、市民が集い、交流の場となるクラブハウスの設置は不可欠であり、さらに、屋内水泳プール等、健康増進機能施設の整備を図る必要があります。

一方、学校施設は、市民にとって最も身近に利用できるスポーツ施設であり、地域のスポーツの拠点として大きな役割を果たしています。三好市においても、市内の小学校及び中学校の運動場と体育館を開放しており、特に体育館の利用は、平日の夜間を中心に利用率が高い状況にあります。

しかし、こうした体育館の中には、老朽化が進んだものや耐震化が図られていないものもあり、今後、逐次計画的な整備、充実が望まれます。また、生涯スポーツ社会の実現にとっては、学校施設の開放は絶対的条件であり、例えば、スポーツ活動後の交流の場となる休憩室として余裕教室を活用するなど、市民がより快適に活用できる施設設備の整備、充実が求められます。

参考　三好市のスポーツ施設一覧　（平成 27 年４月現在）

	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合計
体育館	1	1	2	1	1		6
テニスコート	1		1				2
野球場			1	1			2
ゲートボール場	1	1	1		1		4
サッカー場	1	1					2
アーチェリー場		1					1
グランドゴルフ場		1					1
柔剣道場		1	1				2
多目的広場	1		4	1	1		7
水泳プール			3				3
合　計	5	6	13	3	3	0	30

２　たくましく、未来にはばたく子どもの育成

⑴　地域の特性を生かした特色ある学校づくり

【現状と課題】

現在、我が国は、少子・高齢化等が急速に進むなど社会が大きく変化する中で、社会保障や食料・エネルギー問題、また、地球環境問題など様々な課題を抱え、先行き不透明な厳しい時代に直面しています。こうした時代や変化の激しい社会にあっては、自ら学び、自ら考えることのできる個性的で創造的な人材の育成が求められます。

これまで我が国の教育は、全国的な教育水準の維持、向上をめざし、どこの地域、どの学校においても同質の内容・方法による平等性を重視した教育が展開されてきました。その結果として、高校・大学への進学率が著しく高まるなど、我が国の教育は

量的にも質的にも国際的に誇れる高い教育水準を確保し、維持することができたといえます。

しかし、教育の本来の在り方は、子どもたちが教育を通じて、社会の中で生きていくための基礎・基本を身に付けるとともに、一人ひとりの個性を見出し、それをかけがえのないものとして尊重すると同時に、こうした個性や能力を育成し、伸長することにあります。

そのため、我が国では平成８（1996）年の中央教育審議会答申以来、これまでの教育制度が画一的で硬直化の傾向にあったという反省に立ち、例えば、教育内容や方法、学校制度等の教育システム全般にわたって弾力的な運用を可能とするなど、教育の「形式的な平等」の重視から、「個性尊重の教育」へと考え方の転換が図られています。

こうした我が国の大きな教育改革の流れの中で、現在、各学校においては、子どもたちや地域の実態を十分踏まえ、一人ひとりの個性を生かし、その能力や適性を伸ばすことができる教育の実現が求められています。つまり、これからの教育は、子どもたちのそれぞれの個性や能力に応じた教育を行うために、各学校が地域の自然や教育的施設、教材や人材等の教育力を十分に活用するなど、地域の特性を生かした教育活動の展開や特色ある学校づくりを推進することが重要な課題といえます。

【施策の基本的方向】

①　ナンバーワン・スクールの実現

各学校にはそれぞれ独自の学校教育目標があり、その具現化に向けた教育実践が日々展開されています。学校教育目標は、国及び県・市教育委員会の教育目標（方針）、社会や地域住民・保護者の要請、また、これまでの各学校の歴史・伝統等を踏まえながら、それぞれの学校が将来を見据えつつ、めざす学校像や児童生徒像を明確にして設定されるものです。

こうした教育目標を実現するための教育活動では、各学校の実態に応じた独自性や創造性は尊重されるべきであり、当然のこととして、その指導内容、指導方法等は同一ではありません。例えば、「総合的な学習の時間」で、農山村地域と商業地域の学校では同様の学習は不可能であり、また、教科指導等においても、小規模校では中・大規模校とは違った少人数の特性を生かした指導も実施可能です。

三好市では、これまで地域や学校の特性、または、実態を生かした創意ある教育活動を展開する「オンリーワン・スクール」の実現を目指した学校運営に取り組んできました。今後も子ども達が、将来社会の中で力強く生きていくための力を育むために、学校における長期的目標の明確化を図り、特色ある学校づくりの取り組みを公表するとともに、家庭や地域社会の理解や協力を得て「オンリーワン・スクール」をさらに前進させた「ナンバーワン・スクール」の実現を目指した取り組みを推進していくことが重要と考えます。

参考　　平成 27 年度　三好市内の学校数

幼稚園	小学校	中学校	合　計	高等学校	総　計
9 園	16 校	6 校	31（園）校	3 校	34（園）校

参考　　平成 27 年度　　規模別学校数　　（平成 27 年５月１日現在）

区　分	10人以下	11～30人	31～60人	61～100人	100～200人	201人以上
幼稚園	5 園	3 園	1 園	-	-	-
小学校	1 校	5 校	4 校	4 校	1 校	1 校
中学校	-	2 校	-	2 校	1 校	1 校

参考　　平成 27 年度　　へき地指定校数

区　分	へき地 3級	へき地 2級	へき地 1級	へき地 準級	へき地指定のない学校	合　計
小学校	1 校	-	2 校	2 校	11 校	16 校
中学校	1 校	-	1 校	-	4 校	6 校

②　ステップアップ・スクールの推進

各学校では、毎年、重点教育目標を設定して、子どもたちの日々の成長をめざした教育活動を実践しています。この重点教育目標は、様々な角度から学校や子どもたちの実態を把握、評価し、重要な学校の教育課題に指導の重点を置いて課題解決をめざすものです。

三好市の各学校では、こうした重点教育目標のうち、特に重要なもの、あるいは緊急度の高い教育課題を取り上げ、子どもたちの現在の到達段階（レベル）を明確にするとともに、その段階からさらに一段高い到達目標をめざす、つまり、「ステップアップ・スクール」の推進に取り組んでいます。

「ナンバーワン・スクール」の主題が中・長期的な展望に立った目標や課題であるのに対して、この「ステップアップ・スクール」の主題は、一年間程度の比較的短期間に達成が可能なものを設定しています。例えば、「ＩＣＴ機器を活用できる児童100％を達成する」（辻小）とか「１人、年間40冊以上の読書をする」（吾橋小）、「あいさつ運動への参加100％」（三野中）といった、具体的で分かりやすい数値目標を掲げ、子どもたち一人ひとりが、それらを達成することによって、学校全体の読書活動の活性化や基本的生活習慣の定着を図る実践的な取り組みを行っています。

こうした主題設定（Ｐ[21]）、また、教育実践（Ｄ）、評価（Ｃ）、改善・改革（Ａ）という学校経営のサイクル活動を通して、各学校の重点目標がより明確化しその成果も明らかになります。そのため、学校においては、毎年度末に教職員、保護者、地域住民が総ぐるみで学校評価を適切に行い、子どもの生きる力の育成を目指した取り組みを推進していくために、今後も三好市の重点施策の一つに位置付ける必要があります。

[21] PDCA サイクル
民間経営では当然のこととして行われている事業実施の、Plan（計画）－Do（実行・実践）－Check（点検・評価）－Action（改善・改革）という循環過程（マネジメントサイクル）のこと。

③　学校支援ボランティア体制の確立

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘される一方で、例えば、子どもたちの通学路の安全確保等において、地域住民がボランティアで学校教育に積極的に協力しようという動きが出てきています。

これからの教育は、生涯学習の視点に立った教育の確立や振興をめざすべきであり、地域の人々が様々な形で学校運営を支援し、また、学校が生涯学習の拠点として地域に貢献するなど、学校、家庭、地域社会が一体となった連携・協力関係を構築することは極めて重要です。

例えば、特色ある学校づくりの「ナンバーワン・スクール」や、子どもたちの学力や能力等のレベルアップをめざす「ステップアップ・スクール」の実現には、家庭や地域社会の理解・協力体制は不可欠です。地域の人々の、様々な分野での支援や協力を可能にするためには、例えば、人材バンクを設立して人材活用が図れるような組織づくりやネットワーク体制も必要です。

また、三好市では、放課後などに小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て「放課後子ども総合プラン[22]」事業の「放課後子ども教室[23]」を推進しています。この事業は、現在は国の補助事業であり、余裕教室を子どもたちの学習や安心・安全な活動の場として提供すると同時に、地域の人々との様々な体験活動を通して、交流を図ることを目的としています。

今後も、こうした事業を継続して積極的に推進すると同時に、現在、国が推進している保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）[24]の設置や、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことをめざす「学校支援地域本部」などの充実にも、積極的に取り組むことが求められます。

⑵　「生きる力」を育む学校教育の充実

【現状と課題】

これからの社会を生き抜くために必要な「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の３つの要素からなる力といえます。そのうち、「確かな学力」は、基礎・基本的な知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や、自ら学び、自らが問題を解決する資質や能力等も含めた学力と捉えられています。

平成19（2007）年度から実施されている全国学力・学習状況調査から、三好市の子ども達には「目的に応じて、複数の資料から条件に即してまとめる」、「自分で筋道を立てて考える」問題等に課題が見られ、学んだ知識を実生活において活用する能力

---

22 放課後子ども総合プラン
文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」の連携により、原則として、すべての小学校区で放課後等における子どもの安全で安心な活動拠点（居場所）を確保しようとする総合的な放課後対策事業。

23 放課後子ども教室
地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する、すべての子どもを対象とした、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）。文部科学省所管。

24 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）
保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める取組。

や応用力の不足が明らかになっています。また、記述式の問題に多く見られる無回答への対応と合わせて、これからの学習指導においては、「授業の課題や成果を記録するなど書く機会を充実させる」、「資料を読み取り、活用する力を身に付けさせる」など、思考力、判断力、表現力を重視する教育の実現とともに、身に付けた力を実感できる場を設定することが求められています。

一方、「豊かな心」の育成については、社会規範自体が大きく揺らぐといった社会の変化や家庭、地域の教育力の低下などを背景として、道徳の教科化が進められるなど、より充実した道徳教育の推進が求められています。

特に、いじめ問題は大きな社会問題であり、平成25（2013）年度には「いじめ防止対策推進法（法律第71号）」が制定されました。この法により、児童生徒の尊厳を保持する目的で、国・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの防止、早期発見・早期解決に取り組まなければならないことや各学校においても、いじめは人として絶対許されない行為であるという共通認識のもと、いじめの防止等の対策を推進するため「いじめ防止基本方針」を作成することが義務付けられました。

また、携帯電話やスマートフォン等の普及に伴い発生した生徒指導上の問題や、生活習慣の変化から不登校の増加といった問題に対して、生命尊重の精神の高揚や基本的な生活習慣の確立など、社会生活を送る上で必要な最低限の規範意識をはじめ、忍耐力、思いやりの心といった道徳性の育成が重要な課題となっています。

生涯を通してたくましく生きていくための「健やかな体」づくりは、適切な運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食生活を実践して、健康的な生活習慣を形成することが必要です。

最近の子どもたちは、日常生活の中で、遊びなどを通して体を動かす機会が減少し、体力や運動能力の低下の傾向がみられます。子どもたちが運動やスポーツに親しみ、その楽しさや喜びを味わうことは、体力の向上や健康の保持・増進のみならず、生涯にわたり豊かなスポーツライフの基礎を培うためにも極めて重要といえます。

また、食べることは人間が生きていくための基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには、健全な食生活は欠かせないものです。しかしながら、近年は、食生活を取り巻く社会環境等の変化に伴い、栄養バランスの偏った食生活や生活習慣病、ファーストフードによる味の均一化、伝統的な食文化の喪失、虚偽表示、食に関する情報の氾濫等、食をめぐる多くの問題が指摘され、食の安全・安心に対するニーズが高まっており、子どもたちをとりまく学校と家庭との一体化した食に対する意識向上が重要となっています。

【施策の基本的方向】

①　「確かな学力」を確立する学習指導の推進

ア　基礎的・基本的な知識・技能の習得

子どもたちに「確かな学力」を確立するためには、まず、「読み・書き・計算」、「話す・聞く」などの基礎的・基本的な知識・技能を習得させることが重要です。こうした基礎学力は、子どもたちの発達段階に応じたドリル学習など、徹底した指導で習得できるものが多く、学校や家庭での継続的な学習が必要です。

三好市の場合、全国学力・学習状況調査の調査結果では、子どもの家庭における宿題の取り組み状況は良好であり、今後、さらに基礎学力の定着を図るためには、子どもたちが興味･関心を持って取り組める効果的な課題の提示が重要といえます。また、多くの学校では、漢字や計算のドリル学習や継続した読書活動を「ステップアップ・スクール」の主題として設定しており、日課表に位置付けて学校全体で取り組むなど、徐々にその成果を上げています。

さらに、一部の学校では、古典の音読、暗記・暗唱などの体験的な学習活動によって、国語の力を定着させるとともに、言葉の美しさやリズムを体感させ、基本的・基礎的な知識・技能を体験的、身体的に理解させる学習も試みています。

三好市では、今後も、こうした学校独自の取り組みを尊重し、支援するとともに、各学校においては、子どもたちが意欲的に学習できる反復学習や読書活動を充実することにより、基礎学力の向上をめざすことが求められます。

参考　全国学力・学習状況調査　（平成 26 年４月実施）

質問・家で学校の宿題をしていますか。					
	回　答	している	どちらかといえばしている	あまりしてない	全くしてない
全　国	小学校	86.0%	10.5%	2.8%	0.6%
	中学校	63.7%	34.5%	8.7%	3.0%
徳島県	小学校	87.3%	9.7%	2.3%	0.5%
	中学校	68.9%	21.9%	6.8%	2.3%
三好市	小学校	90.0%	7.2%	2.2%	0.6%
	中学校	79.8%	16.0%	4.2%	0.0%

イ　思考力・判断力・表現力の育成

基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決するためには、思考力・判断力・表現力等の学力が必要です。こうした学力を確実に育むためには、まず、各教科の指導の中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、また、論述といった各教科の知識・技能を活用する学習活動を展開することが重要です。そのためには、各教科等の指導において、課題解決的な学習の導入や、探究的な学習活動の重視など、学習指導の工夫改善が求められます。つまり、授業の中で、子どもたちが体験で感じたことの表現、様々な情報の分析・評価と論述、課題解決の仮説や構想など、お互いの考えを集団の中で伝え合い、さらに発展させる学習の場の設定が必要です。こうした学習活動を展開するためには、ゆとりのある授業時数の確保や教師の指導技術の向上等、解決すべき課題もいくつかあります。

特に、平成14（2002）年度に導入された完全週休五日制によって、授業日数が大幅に削減されたかたちになりました。そのため、三好市においては、子ども達によりよい充実した学習機会を提供する必要があると考え、平成27（2015）年度より「年６回の土曜授業の実施と長期休業日の短縮（７日間）」を行い、学校におけるゆとりある教育課程の編成が可能になるようにしました。

また、教師の指導方法の工夫改善については、最近の社会状況や教育環境の現実を踏まえ、まずは教師自身が自らの問題として、これまで以上に「教える授業」から子どもが主体的に「学ぶ授業」に重点を置いた授業改革をめざす必要があります。その際、三好市では、全国学力・学習状況調査の調査結果で、子どもの予習状況に課題を残しており、これらの問題点を踏まえた指導方法の実践研究が必要といえます。

三好市では、平成20（2008）年度から５名の管理職経験者の退職者を学校教育指導員（以下、「エドバイザー[25]」）として各学校に派遣しています。このエドバイザーの派遣は、三好市全体の学力向上を主な目的としており、各学校の学力向上対策への計画（Ｐ）、実践（Ｄ）、評価（Ｃ）、改善（Ａ）の各段階において、適切な指導助言を行っています。また、エドバイザーは、指導主事的な役割も担っており、各教師の教科指導や生徒指導上の様々な問題点や悩み等についても相談に応じるなど、学校や教職員を側面から支援する幅広い活動に取り組んでいます。そのため、こうした各学校の問題点や課題を、各エドバイザーと市教育委員会が共通の課題とするために、毎学期1回、報告会を兼ねた研修会を実施し、その際の様々な意見交換を通して、エドバイザーの役割や課題、望ましい学校教育や指導方法、学習指導要領の研究、学校評価等々について相互に認識を深め、共通理解を図っています。

この事業は、他に例のない三好市独自の先進的な取り組みであるため、注目度も高く、今後においても、各学校の要請に応え得るエドバイザー派遣制度として、大いに充実を図り推進すべきと考えます。

参考　全国学力・学習状況調査　（平成 26 年４月実施）

質問・家で学校の予習をしていますか。					
	回　答	している	どちらかといえばしている	あまりしてない	全くしてない
全　国	小学校	16.1%	27.1%	37.4%	19.2%
	中学校	11.0%	23.2%	37.6%	28.0%
徳島県	小学校	29.1%	38.5%	38.5%	16.4%
	中学校	9.5%	23.7%	41.4%	25.3%
三好市	小学校	12.2%	28.9%	39.4%	19.4%
	中学校	7.5%	26.8%	47.9%	17.4%

ウ　学習意欲の向上や学習習慣の確立

学習意欲の向上や学習習慣の確立は、「確かな学力」を身に付けさせるための重要な要素といえます。しかし、最近の傾向として携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等を保持している児童生徒が増え、それに伴い家庭における学習時間が確保できなくなるだけでなく、深夜遅くまでそれらを使用することで翌日の授業に集中できない等の弊害が生まれてきています。

[25] エドバイザー
Education（エデュケーション・教育）Adviser（アドバイザー・助言者）の造語。

学習意欲は、学習内容や教材への興味・関心によって高まると同時に、「分かる授業」を通して「楽しい授業」が展開されたとき、一層向上します。また、漢字や計算の各種検定や読書量などの具体的目標が、自らの努力で達成できたとき、子どもたちは自分に対して自信を持ち、学習活動にも積極的に参加できるようになります。

しかし、子どもたちにとっての「分かる授業」、「楽しい授業」の創造は、経験や実績等を踏まえた教師の力量がその成否を握っています。「教師は授業が命」と言われるように、子どもたちの学習意欲を高める日々の実践指導は、当然、教師に求められるべきであり、これまで以上に教師の指導力向上は重要な課題といえます。そのため、県教育委員会との連携を図りながら、三好市教育委員会が主体となって、教師自身が指導方法を研鑽できる研修の機会や環境をつくる必要があります。

また、家庭学習も含めた学習習慣の確立は、何事にも粘り強く取り組む態度を培い、自ら進んで学ぼうとする意欲的な子どもの育成につながるなど、学力とは密接な関係にあります。

こうした学習習慣の確立は、小学校の低・中学年の時期が重要だと言われています。しかし、三好市の場合、平成26（2014）年度実施の全国学力・学習状況調査結果では、「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」の問いに対して、「している」と回答されたのは小中学校ともに全国及び県平均を下回っており課題を残しています。

現在、三好市では、各学校とも家庭での学習習慣の定着に向けて、「家庭学習の手引き」の作成、放課後の補充学習や夏休みのサマースクールの開設などを計画、実践しており、各学校のこうした取り組みについては、これからも積極的に推進していけるように支援していく必要があります。

参考　全国学力・学習状況調査　（平成 26 年４月実施）

質問・家で自分で計画を立てて勉強をしていますか。					
	回　答	している	どちらかといえばしている	あまりしてない	全くしてない
全　国	小学校	26.0%	35.0%	29.2%	9.8%
	中学校	15.2%	31.4%	37.4%	15.9%
徳島県	小学校	23.4%	35.1%	31.4%	10.1%
	中学校	16.8%	33.8%	36.3%	13.0%
三好市	小学校	17.2%	35.0%	33.3%	14.4%
	中学校	13.6%	4.2%	33.3%	9.4%

②　豊かな心を育成する道徳教育の充実

教育は人格の完成[26]をめざすものであり、従って自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むことは学校教育の基本

[26] 人格の完成
人間の備えるあらゆる能力を可能な限りかつ調和的に発展させること。教育の目的として普遍的なものである。

といえます。

また、平成18（2006）年の教育基本法や学校教育法の改正においても、教育の目標として、豊かな情操と道徳心、また、生命及び自然を尊重する態度の育成等が規定されています。

道徳教育は、人間としての在り方、生き方を具体的な生活の中で探りながら、道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性を養うことを目標としており、学校教育全体を通して行われるべきものです。特に、学校教育では、道徳教育の要として道徳の時間が設けられており、特別活動や各教科等の他の領域と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導が行われることになっています。しかし、最近の道徳の時間の指導では、「道徳の時間が楽しい」、「授業がためになる」と考えている子どもたちの割合が、学年が上がるにつれて減少するといった調査結果（平成17年道徳教育推進状況調査）もあります。今後は、各学校において、より豊かな体験活動や子どもたちの興味・関心を喚起する身近な郷土資料及び教材を発掘するなど、道徳の時間の充実を図る必要があります。

また、子どもたちは学校のみならず、家庭や地域社会における教育によって育まれるほか、社会の変化や風潮からも強い影響を受けます。このため、道徳教育の充実にあたっては、学校、家庭、地域の連携・協力が不可欠であり、三者が一体となった積極的な取り組みを進めていくことが重要です。

③　たくましい体と健康づくりの推進

子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、国や地域、また、時代を越えたすべての人々の願いであり、健康の増進・保持には体を動かすこと（体育）と食べること（食育[27]）がその基本になります。

最近、学校では、擦り傷、ねん挫、打撲、骨折などの負傷者や事故が増加しており、その原因のひとつに、反射神経の低下や不器用さ、体力不足等が指摘されています。こうした子どもたちの運動不足等による体力、運動能力の低下は、無気力・無感動の子どもの増加をもたらすなど、「生きる力」の育成の観点からも重要な課題といえます。

三好市では、平成20（2008）年度から小学校５年生、中学校２年生を対象に実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で、「運動が好き」という質問に対して、「好き」と回答した小学校男子は67.9％（全国平均74.4％）女子は47.1％（全国平均55.0％）、中学校男子では64.1％（全国平均64.2％）女子は46.1％（全国平均45.3％）、小学校では全国平均よりやや低く、中学校では全国平均に近い調査結果が出ています。

「体育の授業は楽しい」という質問に対しては、「楽しい」と回答した小学校男子は76.2％（全国平均74.4％）、女子は56.9％（全国平均60.1％）、中学校男子では52.8％（全国平均52.6％）、女子は48.0％（全国平均39.7％）であり、全国平均と大きな違

[27] 食育
「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

いはありません。「楽しくない」との回答は小学校、中学校ともに2～3％で、全国平均の1～4％との比較では、運動は好きであり、体育の授業も楽しく受けていると考えられます。

しかし、運動・スポーツをする子どもと、しない子どもの二極化の現象は解消されていません。

体育やスポーツ活動の振興は、人間形成にもかかわる重要な課題であり、運動に興味のない子どもに興味を持たせる、運動する機会を作る、学校体育の施設設備の充実を図るなど、環境整備に努める必要があります。

また、前述の調査では「家の人からの積極的な運動のすすめ」は、全国的に少ない傾向にあります。

学校体育と社会体育、つまり、学・社連携型の体育・スポーツ振興への取組みも検討する必要があります。

つぎに、食育は、第一義的な責任をもつ家庭と学校給食を教育の一環として位置付けている学校が密接な連携のもとで推進すべきものです。

最近では、社会環境や生活環境の変化から、欠食、偏食、孤食といった食生活の乱れや「食」の「安心・安全」の問題、また、肥満や生活習慣病など、「食」をめぐる様々な課題が生じています。将来、子どもたちが健やかな人生を送るためには、「食」に関する知識、「食」を選択する判断力、望ましい食生活を実現する実践力を育成することが重要です。

平成17（2005）年に食育基本法が制定され、食育の推進は今まさに国を挙げての国民運動となっています。平成19（2007）年に徳島県食育推進計画が策定、三好市においては、平成21（2009）年に三好市食育推進計画を策定し平成22年度から実施しています。これに基づき、三好市においても「食育の日」や「食育月間」の設置や推進を全市的な運動として取り組む必要があります。

参考　全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果データ　（平成 26 年４月実施）

質問・運動が好き					
	回　答	好き	やや好き	ややきらい	きらい
全　国	小学校（男子）	74.4%	19.8%	4.1%	1.7%
	（女子）	55.0%	32.6%	9.3%	3.1%
	中学校（男子）	64.2%	26.5%	6.2%	3.1%
	（女子）	55.0%	32.6%	9.3%	3.1%
徳島県	小学校（男子）	75.8%	18.7%	4.0%	1.6%
	（女子）	55.7%	31.2%	9.5%	3.6%
	中学校（男子）	64.2%	26.3%	5.6%	3.9%
	（女子）	55.7%	31.2%	9.5%	3.6%
三好市	小学校（男子）	67.9%	24.5%	3.8%	3.8%
	（女子）	47.1%	38.2%	10.3%	4.4%
	中学校（男子）	64.1%	30.4%	4.3%	1.1%
	（女子）	47.1%	38.2%	10.3%	4.4%

質問・体育の授業は楽しい					
	回　答	好き	やや好き	ややきらい	きらい
全　国	小学校（男子）	74.4%	20.5%	3.6%	1.5%
	（女子）	60.1%	31.0%	6.8%	2.0%
	中学校（男子）	52.6%	36.5%	7.7%	3.2%
	（女子）	60.1%	31.0%	6.8%	2.0%
徳島県	小学校（男子）	75.6%	19.5%	3.8%	1.1%
	（女子）	62.8%	29.4%	5.8%	2.0%
	中学校（男子）	52.0%	35.6%	8.1%	4.2%
	（女子）	62.8%	29.4%	5.8%	2.0%
三好市	小学校（男子）	76.2%	17.8%	4.0%	2.0%
	（女子）	56.9%	38.5%	4.6%	0.0%
	中学校（男子）	52.8%	34.8%	9.0%	3.4%
	（女子）	56.9%	38.5%	4.6%	0.0%

⑶　開かれた学校教育を支える支援体制の強化

【現状と課題】

家庭や地域の教育力の低下が指摘される中で、例えば、最近はＰＴＡ活動や学校行事等への参加者の減少傾向など、保護者や地域住民の学校離れも深刻な問題といえます。

しかし、一方では、最近、幼い子どもが犠牲となる事件の多発や地域での体験学習等の推進によって、登下校時のスクールガード[28]や社会体験学習等の指導・助言者として、学校の教育活動に積極的に協力、支援しようという組織や体制づくりも増加しています。

急激な社会の変化によって、学校は新しい各種の教育問題を抱えるようになり、学校の力だけでは解決できない課題も多くあります。これからの少子化社会にあっては、子はまさに「社会の宝」であり、子どもを社会ぐるみで育むという認識に立ち、家庭、地域社会、各種団体、各種機関等が一体となって子育てを応援する社会づくりが必要です。

しかしながら、都市化の進展など社会環境の変化を背景に、地域のコミュニケーション力の衰退や人間関係の希薄化が進み、「古きよき時代」に再生することは困難です。むしろ、現在の時代や社会に見合った地域の在り方を見据え、新たな関係を模索しながら構築していくことが重要であり、また、大きな課題であるといえます。

[28] スクールガード
学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア。

【施策の基本的方向】

①　地域の教育力を活用した体験学習の推進

現在の学校教育において、重要な教育課題であるいじめ、暴力行為、不登校等の対策を推進するなかで、「豊かな心」の育成は、重要な視点としてだれもが認めるところです。

「豊かな心」は、豊かな体験から生まれるものであり、例えば、子どもたちは、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流により、人間関係を築く力や社会性を養うことができます。また、美しい自然や環境の中での社会体験や生活体験を通して、自分と向き合いながら社会の一員であることを実感することにより、思いやりや規範意識も育まれます。さらに、自然の偉大さの中で困難な課題に挑戦し、それを自分の力や他と協同で克服することによって、大きな喜びや成就感を体得し、自主性や忍耐力、また、自信の回復につなげていくことができます。

こうした体験学習の推進や充実には、地域の教育力は不可欠であり、学校、家庭、地域社会の一体となった協力体制が必要となります。そのためには、三者が日常的な相互交流ができる体制づくりが重要であり、例えば、学校の余裕教室や図書室を地域に開放するなど、まずは、学校を開くことが大切です。

三好市では、地域の伝統芸能を学び地域行事に意欲的に参加したり、「オープンスクールの日」を設定して地域の人々を学校に招待するなど、開かれた学校づくりに積極的に取り組んでいる学校もあります。また、中学校では、市内の企業等の協力を得ながら、職場での体験活動を実施して、キャリア教育[29]を実践しています。

これらの取り組みは、子どもたちにとっては地域への愛着と誇りをもつ機会となり、また、地域住民には、生涯学習の成果を発揮できる場にもなります。今後も、子どもたちのこうした体験学習が、市内一円で「いつでも」、「どこでも」、より効果的、発展的に展開できるように、ボランティアの人材バンクの設立など、従来のネットワークをさらに拡大、充実する必要があります。さらに、「教育の日」（11月１日）を中心とした市独自の「三好市教育月間」を設定するなど、より開かれた学校づくりを展開して、地域の教育力の向上をめざすことも重要です。

---

[29] キャリア教育
キャリア概念に基づいて、児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。
・キャリア
個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係づけや価値づけの累積。

参考　全国学力・学習状況調査　（平成 26 年 4 月実施）

質問・今住んでいる地域の行事に参加していますか。					
	回　答	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
全　国	小学校	37.7%	30.3%	18.7%	13.2%
	中学校	16.6%	26.9%	28.3%	28.1%
徳島県	小学校	27.9%	29.5%	24.8%	17.7%
	中学校	10.7%	22.0%	30.5%	36.7%
三好市	小学校	41.7%	26.7%	23.3%	8.3%
	中学校	18.3%	30.0%	25.4%	26.3%

②　学校評価システムの確立と推進

子どもたちの「生きる力」を育み、健やかな成長を促すためには、学校は、適宜、教育活動や学校運営について評価や検証を行い、その結果に基づく適切な改善を図りながら、教育水準の維持・向上をめざすことが重要です。

学校評価は、学校教育法の改正によって、平成20（2008）年度より自己評価[30]（内部評価）と学校関係者評価[31]（外部評価）を実施し、それを公表するとともに教育委員会（学校の設置者）に報告することが義務付けられました。

現在、三好市における学校評価は、小規模校が多く、各学校と地域との関係が密接であるために学校の状況等も把握しやすいことなどから、ＰＴＡ活動等を通して評価を実施している学校がほとんどです。しかし、教職員や保護者のみによる評価は形式的で惰性に流れやすく、評価のための評価に陥りやすい傾向にあります。真に学校改善につながる評価、常に子どもたちのステップアップをめざす評価であるためには、各学校の教育目標や「ナンバーワン・スクール」、「ステップアップ・スクール」等の実現や具現化に向けた取り組みとその成果が、適正に診断できる自己評価や学校関係者評価のシステムづくりが必要です。また、市内の全学校で、保護者や地域住民から学校評議員（評価者）を選任して評価を行う学校評議員制度[32]を導入して、広く外部からの声を聞き、より開かれた学校運営、信頼される学校づくりをめざした学校運営を実践しています。

言うまでもなく、これからの学校は、適切に説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域社会の連携・協力による学校づ

---

30 自己評価（内部評価）
学校評価のもっとも基本となるものであり、校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さ等について行う評価。

31 学校関係者評価（外部評価）
保護者（PTA 役員等）、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

32 学校評議員制度
開かれた学校づくりを推進するため、地域住民等、当該学校の職員以外の者の中から学校評議員を選任し、その意見を学校運営に反映させる制度。

くりを進めるべきであり、今後は、地域の実情を踏まえながら、学校評議員制度の全市的な拡充へ向けた取り組みが必要です。

また、学校評価の公表については、学校便りや保護者への説明会だけでなく、学校や市のホームページに掲載するなど、広く地域住民にも伝えることが重要です。

なお、学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民が、学校運営や教職員配置等に一定の責任と権限を持って学校運営に参画し、より地域に開かれた学校づくりを進める学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）についても、モデル地区における実績状況等を慎重に見極めながら、導入への検討を図る必要があります。

③　家庭の教育力向上の推進

家庭の教育力は、すべての教育の原点であり、家庭生活を通しての基本的なしつけや善悪の判断などの基本的倫理観は、「生きる力」の基盤であるといえます。

しかし、近年は、急激な都市化や核家族化によって、親子や家族の絆が弱まるとともに、子育ての知恵を家族間で伝え合う機会も減少し、自信を持って子育てができない親が増加しています。また、最近では、少子化や親のライフスタイルの変化等が進み、過干渉・過保護、児童虐待や子育ての責任を放棄するケースもみられ、家庭の教育力の問題は深刻な社会問題になっています。

家庭の教育力の向上には、まず、行政機関はもとより、地域の関係機関・各種団体等が「子育て応援隊」であることの温かいメッセージを様々なかたちで発信し、親たちの負担感、孤立感、不安感を解消していくことが重要です。

現在、三好市でも取り組んでいる様々な子育て支援事業の推進をはじめ、「子育て110番」といった親たちの悩みの相談相手となる機関の設置など、各種機関が連携を図り、家庭を正面からサポートできる体制の確立が重要といえます。さらに、「早寝、早起き、朝ごはん」のキャンペーン運動を積極的に展開するなど、家庭における子どもの生活リズムの向上をめざした後方支援も必要です。

また、家庭の教育力低下は、我が国の経済発展や景気の動向等による仕事優先の価値観や、「家庭より職場」重視という風潮の広がりが原因のひとつでもあり、その責任は家庭のみならず社会全体で負うべきものといえます。その上、家庭は、地域社会を構成する基本的な単位であり、家庭の教育力向上なくして地域の教育力の向上は望めません。

つまり、これからは、家庭と地域が相互に関係を保ちつつ、共に育ち、共に成長する「共育」の精神のもとで教育を推進する必要があります。そのためには、家庭の子育てを地域全体で側面から支える支援体制の構築が必要です。例えば、親子が共に参加できるスポーツ大会やボランティア活動等のイベントの開催など、親と子、また、親子と地域住民の触れ合いを深めながら、地域住民の子育て支援の意識や実践意欲の高揚を図ることが求められます。

さらに、家庭の教育力の育成には、ＰＴＡ活動の活性化も重要といえます。ＰＴＡは行政や公的機関に縛られない、いわば自由な立場から、子どもの健全育成や教育環境の整備等に様々な提言や発言を行うことができます。また、保護者と教師が共に子

どもの成長を願いつつ、自己を高める研修組織でもあります。しかし、近年、ＰＴＡ活動が衰退化の傾向にあり、保護者と教師の協力体制が弱体化しているとの指摘があります。保護者は、学校行事等への積極的参加によって学校教育に対する責任を果たすと同時に、学校と家庭、また、地域社会を結ぶ架け橋としての役割を再認識して、ＰＴＡ活動の活性化を図る必要があります。

参考　全国学力・学習状況調査　（平成 26 年 4 月実施）

質問・毎日、同じぐらいの時刻に寝ていますか。					
	回　答	している	どちらかといえばしている	あまりしてない	全くしてない
全　国	小学校	37.4%	41.8%	17.0%	3.8%
	中学校	29.4%	44.7%	20.5%	5.2%
徳島県	小学校	33.9%	43.1%	19.3%	3.6%
	中学校	28.0%	45.5%	20.6%	5.8%
三好市	小学校	33.3%	45.6%	19.4%	1.7%
	中学校	30.0%	48.8%	16.4%	4.2%

質問・毎日、同じぐらいの時刻に起きていますか。					
	回　答	している	どちらかといえばしている	あまりしてない	全くしてない
全　国	小学校	58.0%	32.9%	7.3%	1.7%
	中学校	55.8%	36.3%	6.3%	1.4%
徳島県	小学校	57.4%	33.5%	7.2%	1.8%
	中学校	54.7%	37.0%	6.6%	1.6%
三好市	小学校	60.6%	30.0%	8.9%	0.6%
	中学校	59.2%	36.2%	3.8%	0.5%

質問・朝食を毎日食べていますか。					
	回　答	している	どちらかといえばしている	あまりしてない	全くしてない
全　国	小学校	88.1%	7.9%	3.2%	0.7%
	中学校	83.8%	9.7%	4.7%	1.8%
徳島県	小学校	85.7%	9.3%	4.2%	0.8%
	中学校	82.4%	10.4%	5.1%	2.0%
三好市	小学校	86.1%	8.9%	3.3%	1.1%
	中学校	85.0%	8.0%	3.8%	2.8%

３　豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

⑴　適正規模、適正配置に考慮した学校教育の推進

【現状と課題】

現在、少子・高齢化社会の到来により、国政、地方行政を問わず、様々な分野において多様な変革が求められています。教育においては、全国的に学校の小規模化が進み、適正規模、適正配置に考慮した学校の教育環境の整備・充実が、どの市町村においても、重要、かつ、深刻な問題となっています。

三好市においても、平成27（2015）年度の児童生徒数を平成20（2008）年度との比較でみると、小学校においては473名、中学校においては279名も減少しています。また、こうした児童生徒数の減少に伴い、平成27年度は、小学校では16校のうち10校が複式学級をかかえ、中学校でも平成26（2014）年度より学校編制基準により複式となる学校が現れています。

言うまでもなく、子どもの人間形成は、異年齢による「縦関係」と、同年齢による「横関係」の好ましい人間関係によって形成されます。つまり、教育においては、個性豊かな多くの子どもたちの中で、相互に群れ、揉まれ合い、学び合い、また、遊ぶことのできる教育環境が重要といえます。

しかし、学校の小規模化は、こうした教育環境が失われるばかりか、学校の正常な教育活動にも支障が出てきています。例えば、少人数のため、校外で開催される各種大会への参加や出場ができない事態や、子どもが希望するクラブ活動の運営が困難になっている状況もあります。

こうした現状を打開するためには、へき地教育の特性といわれる小規模性や複式の学習形態を逆に強みと捉えることが重要です。地域に根ざす教育、地域に開かれた教育に取り組みつつ、少人数で子どもの個性を生かすきめ細やかな指導、地域の人材、自然、歴史等の教育資源の活用、異校種間や地域との連携を図るなど、学習環境を生かした教育実践を図る必要があります。そのためには、複式学級における学習形態の改善や少人数における学習の指導方法の工夫、ＩＣＴを利活用した学校間の交流学習の実施、小中の一貫した教育活動の推進など、児童生徒の実態に合わせた教育課程を作成し、実践していく、教育環境の積極的な支援体制が重要となります。

幼稚園でも園児数が平成20（2008）年度と比較すると60名減少しています。幼稚園数も14園から９園に減っています。また、小規模園が多くなり、幼稚園の生活の中で、幼児の生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などをはぐくみ、人間として、社会とかかわり人として生きていくための基礎を培う就学前教育の展開が難しくなっています。

就学前教育の充実を図るため、小規模園では他園との交流保育の実施・地域の保育所との異年齢交流の実施をすることにより同世代の幼児との集団生活を営む場所を作っています。

また、家庭との連携を十分に図るなど幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるように、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験が得られるような工夫が重要となります。

【施策の基本的方向】

①ネットワークを活用した連携教育の推進

正常な学校運営、学校の活性化、学習指導の充実等を図るためには、一定の学校規模が必要です。

適正規模については、学校教育法施行規則第41条に、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」との定めがあります。中学校についても準用規定により、小学校と同様となっています。

三好市の人口推移（Ｐ60参照）からは、今後も小中学校の小規模化が進み、教育条件への影響が出ることが懸念されます。さらに地域コミュニティの衰退、三世代同居家族の減少、共働き世帯の増加といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能の弱体化から、学校が小規模であることによる課題がかつてよりも一層顕在化しています。三好市においても、義務教育の機会均等や教育内容の維持・向上の観点から学校規模の適正化や小規模化に伴う諸問題への対応は、将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であり、こうした実情を考慮した教育環境の整備が図られなければなりません。

現在、１学級当たりの児童生徒数は、国の標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき、県教育委員会が定めています。それによれば、小学校の場合、複式学級を解消するためには、一部に特例はあるものの、各学年、約10名の児童生徒数の確保が必要となります。

三好市の人口推移から、これからの学校の教育環境を考えたとき、複式学級における学習形態は避けては通れない問題となります。こうした複式学級による学習は、少人数による指導のため、個々に応じたきめ細かな指導が実施できることが最大のメリットです。しかし、子どもの人間形成の基礎を作る、学び合う、遊び合うといった場の消失、実質的な学習時間の確保や授業中の子どもの集中力の維持、教師の事前準備の負担増加であるといったデメリットが子どもの学習環境を大きく損なうことになっています。

このため、学校においては、校内における異学年との合同学習や近隣の学校が集まり学習活動を展開する集合学習、学校規模や生活環境の異なる学校との交流学習などを積極的に取り入れるとともに、学校支援地域本部事業を利用したボランティアを導入するなど、より多くの人と接する機会を作る取り組みを積極的・継続的に行い、自ら考え、互いに認め合う中で、自分の思いを表現できる力を身に付けた子どもの育成を目指した教育活動に取り組んでいます。

そのような中で、小規模校を維持しつつ、近隣の複数の学校を相互に結び、各学校の人的・物的資源を互いに活用しながら、多様な学びを保障する学校間連携の考え方に基づくチェーンスクールは、教職員の指導力の向上や児童生徒の学力の向上、地域の活性化等の効果が期待できる有効な手段といえます。

このチェーンスクールでは、児童生徒が近隣の学校を訪問する合同学習の実施やテレビ会議システムを利用して連携した教育体制によって、「話す」「聞く」態度を身に付けるとともに、多様な人間関係の中で、新しい見方・考え方を広め、互いの意見

や考えを伝え合い、認め合いながら、自己の生き方・在り方を生み出していく力が形成されます。

このように、子どもの生きる力の源となる主体的な学習態度の育成や社会性の定着に向けた教育環境の充実には、学校間のネットワークを活用した連携教育の推進が重要となります。

参考　徳島県学級編制基準（平成27年度）

区　分	単　式　学　級	複　　式　　学　　級	特別支援学級
小学校	1学年～6学年　　35人	16人 1学年を含む学級にあっては8人	8人
中学校	1学年　　35人 2学年～3学年　　40人	8人	8人

参考　複式学級の設置状況　　（平成 26 年５月１日現在）

区　分	単式学級数（A）	複式学級数（B）	合計（C）	複式学級の割合 (B/C)×100
全　国	338,401 学級	5,231 学級	343,632 学級	1.5%
徳島県	2,224 学級	60 学級	2,284 学級	2.69%
三好市	107 学級	11 学級	118 学級	10.28%

（学級数の中に特別支援学級は含まない）

②　小中連携及び一貫教育の推進

近年、教育をめぐって、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、非行等の問題行動など、多くの面で問題が指摘されています。その原因のひとつとして、最近の子どもは、利己主義、孤立主義の傾向が強く、対人関係がうまく結べないといわれています。

言うまでもなく、子どもは集団生活を通して、社会生活を営む上で最も大切な社会性、協調性、思いやりの精神等を自然に身につけていきます。特に、現代社会のように、核家族化、少子化、都市化社会では、学校における子どもたちの集団生活は、健全な人間形成に欠かすことのできない貴重な体験の場といえます。また、個性豊かな様々な集まりの中で、子どもたち相互の切磋琢磨は、望ましい競争心を培い、学習意欲を高めるとともに将来の夢の実現に向けて努力する力を養うことができます。

こうした中で、三好市の学校教育の現状を考えた時、少子化に伴う学校の統廃合等の問題のほかに、子ども達の多くは、幼少期から同じ顔ぶれのため、個々の立場が固定され、コミュニケーションの取り方や、自分で考え行動していく力等が十分身につかないといった課題があります。こうした子どもには、自主的な学習態度が定着せず、中学校入学時に大勢の中での生活に心身が疲弊して、いわゆる中一ギャップに陥るといった傾向があります。

すくすくと育つ子ども達の目の輝きを守るためにも、三好市の学校おいては、小規模校の特性を生かした教育活動の実践に向けて、教師の専門的知識の有効活用を図る教科担任制の導入や異校種の教師の相互乗り入れによる授業の実践、小中９年間を通

した系統性のある教育課程の編成、学習や行事の交流、小中の教職員が一体となった研修会の開催などが可能となる小中連携・一貫教育に取り組むことが重要といえます。こうした小中連携・一貫教育の導入は、教師の授業力を向上させ、わかる授業を展開したり、確実な学力の定着を促すなど、様々な課題解決に繋がります。

このように、三好市の学校おいては、今後、小中一貫教育やＩＣＴ教育の推進を図ることにより、子どもの学ぶ意欲を高め、自主的な学習態度を育てる教育を目指して、故郷で学ぶことに自信と夢を与え続けることのできる教育環境を常に整備・充実する必要があります。

③　認定こども園の拡充

近年は女性の社会進出や共働き家庭の増加等により、子育てに対する保護者や家庭のニーズも多様となっています。

平成24（2012）年８月に「子ども・子育て支援法[33]」などの「子ども・子育て関連３法[34]」が成立しました。この法律に基づき、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指して、平成27（2015）年４月から「子ども・子育て支援制度[35]」がスタートしました。

三好市でも急速な少子化の進行、保護者が希望する安心・安全な保育の場の提供など様々な課題の解決を目指して「三好市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）を作成し、更なる子育て支援の体制づくりに努めていきます。

現在、三好市には保育所型認定こども園[36]が３園（三野・西祖谷・東祖谷）あります。

市内幼稚園９園については、午後保育や３期（夏・冬・春）長期休業日の預かり保育を実施したり、放課後児童クラブで受け入れをしたりしていますが少子化により入園希望者は年々減少しています。市内保育所11園（私立認可２園含む）についても少人数化の傾向は同様です。

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設「幼保連

---

33 子ども子育て支援法
我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。（平成 24 年８月施行）

34 子ども・子育て関連３法
- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律。
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

35 子ども・子育て支援新制度とは
『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいいます。

36 保育所型認定こども園
認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

参照
子ども・子育て支援新制度
「なるほど BOOK」みんなが、子育てしやすい国へ。すくすくジャパン！
内閣府・文部科学省・厚生労働省

携型認定こども園」の拡充を早期に図り、幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の充実や質の向上を進めていく必要があります。

参考　　平成 26 年度　幼稚園幼児数状況　　（平成 26 年５月１日現在）

	辻	西井川	井内	箸蔵	池田	白地	三縄	山城	吾橋	合計
3歳	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
4歳	12	6	2	6	19	5	1	3	1	55
5歳	10	10	1	4	11	1	7	10	1	55
合計	22	16	3	10	30	6	8	13	3	111

⑵　安心で安全な施設設備の整備・充実

【現状と課題】

学校において、子どもたちが日々楽しく、健やかに成長していくために、「安心・安全」な教育環境を整備、確保することは、学校の設置者の責務といえます。

しかし、近年、国内外において地震や風水害等の自然災害が相次いで発生し、多くの被害者が出るという事態が起きています。また、登下校等の通学路における犯罪や学校への侵入者等によって子どもたちが犠牲となる事件・事故もあり、その上、最近は「食」に関する安全問題が様々なかたちで指摘されるなど、子どもを取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、学校における「安心・安全」は、今や重要な教育課題といえます。

我が国でも学校施設の耐震化の推進を緊急の課題として、平成27（2015）年度末までに全ての学校施設の耐震化を完了するよう進められ、構造体としての耐震化は完了する見込みであるものの、平成23（2011）年３月に発生した東日本大震災では、多くの建築物において非構造部材の落下等による被害が発生し、被害件数は2,000件以上にのぼると報告されたように、非構造部材についても災害に耐えうるよう耐震化を進める必要があります。

また、通学路等の「安心・安全」は、スクールガード等の地域住民のボランティア活動によって概ね確保されていますが、不審者等による侵入対策には限度があり、十分とは言えない現状にあります。

さらに、「食」に関する課題は、学校給食を教育の一環に位置付けて実施している以上、学校教育にとっては重要な課題といえます。対応をひとつ間違えば多くの被害者を出すとともに、子どもたちの将来の健康問題に発展する恐れもあって、「食」の「安心・安全」への対策は、慎重な取り組みが求められます。

【施策の基本的方向】

①　校舎等の耐震化と防災教育の推進

近い将来、四国沖を震源とする南海地震[37]の発生も予想される中で、学校施設に求められるものは、子どもたちの安全確保、地域住民の避難場所、被災後の速やかな学校教育の再開等が挙げられます。これらに対応するためには、今後の幼稚園・学校の統廃合計画を十分に踏まえながら、大規模な地震の際に被害を最小限に食い止められるように、校舎等の耐震化、防災教育の推進を行うことが重要です。

三好市の学校施設の耐震化状況については、平成22（2010）年度より計画的に取り組み、平成26（2014）年度の西井川小学校改築工事の完了をもって幼稚園、学校校舎の耐震化は完了しました。しかしながら、屋内運動場等施設において耐震化ができていない施設が１棟残っており、これについては今後の計画により耐震診断等を行い、耐震化を進めていくことにしております。今後も、施設の老朽化に伴う修繕、改修を実施する等、年次的、計画的に対応する必要があります。

また、学校施設の耐震化が進んでいる一方、避難拠点としての学校施設整備についてはいまだ十分とはいえません。避難拠点としての機能を有するには様々な整備を行う必要があります。特に、地震や土砂災害などにより道路が遮断され、学校（園）が孤立した際、児童・生徒の命を守るための学校備蓄食料整備は急務とされています。三好市内には山間部の学校も多く、隣接する危険崩壊地域もあり、大規模な土砂災害や吉野川全流域にわたる大洪水も予想されます。近年、異常気象が多くなり、平成25（2013）年８月30日から気象庁が発表する防災気象情報として「特別警報」が創設されました。これは大災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表されるもので、登校後の児童生徒の生命及び安全を確保するため「学校（園）留め置き」などのケースも考えられます。

そこで、「三好市立幼稚園・小・中学校備蓄食料整備計画」を策定し、平成26（2014）年度より５ヵ年計画で市内全域の学校（園）に備蓄食料を整備しています。

平成25（2013）年度には、幼稚園・小・中学校で統一した「緊急時引渡カード」を作成し、毎年度更新をしています。このカードは、災害発生の緊急時に児童・生徒を保護者に確実に引き渡すため、各学校（園）において保管すると共に、そのデータ情報を教育委員会のサーバーで管理し、カード情報が見えない状況になった場合には、教育委員会で確認できるようにしています。

さらに、学校間及び防災関係機関との情報交換・連携強化を目的として「三好市学校（園）防災ネットワーク」を設立しました。このネットワークの設立により高等学校や支援学校といった県立学校との防災教育の繋がりが深まり、また、それぞれの学校（園）での防災意識がさらに高まっています。

また、学校(園)においては、毎年度「学校（園）防災マニュアル」（危機管理マニュアル）を作成し、学校や地域における防災教育のＰ-Ｄ-Ｃ-Ａサイクルを図っている

[37] 南海地震
南海トラフ沿いの紀伊半島から四国沖を震源地として、およそ 90～150 年の周期で発生する巨大地震。今後 30 年以内に 50%の確立で発生し、徳島県の死者数は最大で約 4,300 人と予想されている。

ところです。そのため、防災教育の改善と実効性の向上を目的として、担当教員に対する専門的知識を持つ学校防災アドバイザーによる研修（県教委実施）に参加し、改善に向けた指導助言を受け、「学校（園）防災マニュアル」(危機管理マニュアル)の見直しを行っています。

今後も、児童生徒等の命を守るとともに、主体的に行動する態度の育成や支援者として安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高められるよう、さらに充実した防災教育に取り組むことが重要です。

②　食育の推進と地産地消

「食」は、子どもの成長発達や活動の源になるものであって、健康の保持増進を図る上で食育の推進は極めて重要といえます。このことは、平成17（2005）年に制定された食育基本法においても、「子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」と規定されています。

しかしながら、最近は子どもの食生活の乱れや、食品に対する安全性、信頼性を揺るがす事件・事故が発生しており、食品の品質や安全性についての関心が急速に高まっています。また、「食」と生活習慣病との因果関係により、子どもの望ましい生活習慣や、食習慣の重要性が改めて認識されるなど、今や学校における食育の推進は、重要課題となっています。

食育を知育、徳育、体育の基礎となるべきものとして捉え、「徳島県学校食育指導プラン[38]」に基づき、給食の時間、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通して、広く実践されています。今後は、栄養教諭が配置されている食育実践中心校をモデルとして、各学校における現在の取り組みをより拡充するため、家庭、地域社会、関係諸機関との連携、協力による指導体制の強化を図る必要があります。

また、地域の産物を食材として学校給食に活用することにより、安全性の確保と同時に、子どもたちが地域の自然や環境、食文化、産業等を身近に実感でき、生産者や生産過程等への理解を深めることもできます。

こうしたことから、国では食育推進基本計画において、各都道府県の地産地消の割合を平成27（2015）年度までに30％以上とすることに加え、国産の材料を使用する割合も増加目標として追加されました。現在、野菜を中心とした地産地消を全市的に取り組んでいますが十分とはいえません。今後は、郷土料理、伝統料理等を取り入れた特色ある学校給食を実践することにより、地域の特産物を中心とした地産地消の積極的推進を図る必要があります。

現在、三好市では６施設の給食センター及び共同調理場で幼稚園９園、小学校16校、中学校６校の31校に対し、合計約2,000食の給食を提供していますが、施設の老朽化や児童生徒の減少に伴い、池田給食センター及び井川、山城の共同調理場を統廃合し三

[38] 徳島県学校食育指導プラン
徳島県食育推進計画に基づき、子どもが「食」について系統的・計画的に学ぶことができるよう、推進体制を整備することや実態に即した食育推進計画を作成するなど、学校における食育の指導体制を整備するために策定したプラン。

好市学校給食センターを建築しています。

この新三好市学校給食センターは、高度な衛生環境の実現をはかり、安全かつ安心な給食の提供や作業効率に適した施設として、また食育推進の一環から「食」に対する学びの場として、調理過程を実際に見ることができるよう見学スペースや研修室も確保するなど、食育基本法を実践することを基本理念とした鉄筋２階建ての施設で、各学校への給食の提供開始は平成28（2016）年４月を予定しています。

児童生徒の心身の健全な発達を図るため、栄養バランスを考慮し、かつ旬の地元産の食材を活用し、伝統的な郷土食や郷土料理を取り入れた給食が提供できるように努めるとともに、三好市の自然や環境、産業についての理解を深め、地域振興に寄与し、三好市独自の食文化も継承できる施設となることが望まれます。

③　学校内外の安全確保と地域のボランティア活動

近年、子どもの身のまわりでは重大な事件や事故が多発し、地域や学校の実態に応じて、様々な安全を守るための防犯体制が取られています。三好市でも、学校によっては、不審者侵入に対する防犯カメラの設置や、「さすまた」等の用具の常備、また、多くの学校で教師の防犯訓練、子ども対象の安全教室や防犯教室等が開催されています。

言うまでもなく、最も重要なことは、子ども自身に自分の安全を守る能力を育成することであり、安全教育の徹底が最重要課題といえます。しかしながら、現代は車社会ということもあり、特に幼い子どもには、犯罪から身を守ることは容易ではありません。そのため、各学校を単位として、ほとんどの学校で交通事故や犯罪から子どもを守るために、ボランティアによる地域住民の安全体制や防犯組織がつくられています。最近では、こうした地域ぐるみの取り組みによって、痛ましい子どもの被害や事故は、減少傾向にあるものの、いまだ予断を許さない社会状況にあるといえます。

そのために、ＰＴＡ、地域のボランティア、自治会、青少年育成センター、スクールガードや警察等の関係機関で「学校安全委員会」（仮称）を組織し、意見交換、情報交換等を通して体制強化を図ることは極めて重要と考えます。

参考　平成 26 年度　学校安全体制整備状況及び学校安全報告

区　分 （）内数字は学校数	避難訓練の実施	スクールガードの 巡回活動	防犯教室の実施
小学校（17）	17	16	13
中学校（6）	6	4	3
合　計	23	20	16
実施率（%）	100%	87.0%	69.6%

⑶　情報化社会に対応した教育環境の充実

【現状と課題】

インターネットやモバイル通信の急速な普及など、「情報通信技術（以下、「ＩＣＴ[39]」）革命」によって、地球規模で産業活動や社会生活様式が大きく変化するとともに、知識が相互に連鎖して、高度な付加価値が生み出される知識基盤型の社会へと移行しています。

子どもたちが、こうした時代や社会を生きていくためには、学校における情報教育の一層の充実により、基本的な情報活用能力を身に付ける必要があります。つまり、学校教育においては、子どもの発達段階に応じて、指導目標を明確にし、必要な情報の収集・選択・活用等の「情報活用の実践力」や「情報の科学的理解」、「情報社会に参画する態度」等の能力の計画的育成が求められます。

現在、三好市におけるＩＣＴ教育環境の整備状況については、三好地区情報通信ネットワーク施設整備事業により、幼・小・中の全学校を光ファイバーで結び、インターネット接続の環境が整備されています。

小・中学校の教育用コンピュータの配置状況についても、１台当たりの児童生徒数が1.8人（平成26年３月１日現在）となっており、国の目標である平成29（2017）年度までの3.6人をすでにクリアしています。また、校内ＬＡＮの整備も完了し、国の目標は同様に達成されており、事務用コンピュータについても、全教職員に各１台が配備されるなど、三好市の情報化の環境整備状況は、全国平均と比較しても良好といえます。

また、ＩＣＴの活用状況は、平成22（2010）年度には全ての学校で誰でも容易に更新することができるＣＭＳ[40]で作成されたホームページ（以下、「ＨＰ」）が開設され、学校の様々な情報がＨＰを通じて家庭や地域に発信されるとともに、学校の多種多様の文書事務の処理等にも、ＩＣＴはその利便性を発揮し、校務の簡素化、事務時間の短縮化が図られています。

しかし、恵まれた三好市のＩＣＴ教育環境をさらに有効に活用するためには、今後、教職員のＩＣＴ活用能力をいかに高めるかが、大きな課題といえます。

【施策の基本的方向】

①　ＩＣＴ教育環境の充実と活用

平成18（2006）年１月、政府は「いつでも、どこでも、だれでも、ＩＴの恩恵を実感できる社会の実現」をめざして「ＩＴ新改革戦略」を打ち出しました。これを受け、教育関係では平成29（2017）年度までに、「コンピュータ１台当たりの児童生徒数3.6人」、「校内ＬＡＮ整備率、概ね100％」、「光ファイバー接続による超高速回線、概ね100％」、「教員の校務用コンピュータ整備率、教員１人１台」という目標が掲げられています。

---

[39] ICT
Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

[40] CMS
コンテンツマネジメントシステム（content management system、CMS）は、ウェブコンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称。技術的な知識がなくても、テキストや、画像等の「コンテンツ」を用意できれば、ウェブによる情報発信をおこなえる。

三好市のＩＣＴ教育環境は、合併以前から他に先駆けて整備を進めてきた地区（旧町村）もあり、平成20（2008）年５月１日現在で、国が掲げる平成29（2017）年度までの数値目標は、前述のとおり概ね達成できています。

ただし、国の１校当たり「コンピュータ教室40台、設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台、普通教室各１台、特別教室６台」という配置目標は、三好市の場合は児童生徒数が少なく、小規模校が多いという事情から、実現できていない学校もあります。しかし、市内の学校には、持ち運びが可能なノート型コンピュータの配置を進めており、平成22（2010）年度にはすべての学校で「いつでも、どこでも、だれでも」が利用できる状況になっています。

しかし、情報機器の技術革新が著しいことから、今後とも、各学校へのコンピュータの適時適切な配置を進めるとともに、周辺機器の整備やインターネット接続回線の、より一層の高速化をめざす必要があります。また、同時に、情報化の進展で情報資産に対する脅威も増大しており、各学校のセキュリティ対策は急務といえます。

コンピュータへの部外者の進入や情報の漏えい、また、自然災害対応のための情報セキュリティ対策の体制づくり、情報資産を適切に運用・管理するルールの確立、事故発生時の緊急時対応計画の策定等は、安心して情報資産を利用するためにも緊急の課題となっています。

セキュリティ対策としては、平成26（2014）年１月24日に学校情報セキュリティーポリシーを策定し、学校に特化したセキュリティーポリシーとして、対象の全教職員に周知徹底を図り運用しています。

今後のＩＣＴ教育環境の充実としては、デジタル教科書、電子黒板、１人１台のタブレットＰＣなどが考えられます。デジタル教科書・電子黒板についは、小学校は平成26（2014）年度に全普通教室に整備し、中学校は平成28（2016）年度以降の整備を検討します。１人１台のタブレットＰＣは平成22（2010）年度に池田小学校、辻小学校をモデル校として整備し、今後全学校へどのように広げるか現在検討しているところです。これらのＩＣＴ教育環境を活用するため、平成22年度よりＩＣＴ支援員を配置して活用促進をしています。

参考　「コンピュータ設置状況」等調査状況　（平成 26 年３月１日現在）

区　分	学校数	コンピュータ総台数	1学校あたりの電子黒板の1学校あたりの電子黒板の整備数	1台当たりの児童生徒数	高速インターネット接続率	普通教室のLAN整備率	デジタル教科書の整備率
徳島県	321校	16,824台	2.5台	4.6人	78.8%	96.6%	44.9%
三好市	24校	955台	1.4台	1.8人	100%	100%	20.8%

②　教職員のＩＣＴ指導力の育成及び向上

ＩＣＴの活用によって、だれでも膨大な情報の収集ができ、目的に応じて多様な情報を編集、表現することが容易になっています。学校でもＩＣＴを効果的に活用する

ことにより、調べ学習等において、様々な情報を収集し、選択して、整理するという、子どもが主体となる多様な学習活動を実践することができます。また、学習成果の報告や発表、そのための資料づくりなどの学習活動では、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、知識・技能を活用し、応用する能力を鍛えることができ、いわゆる「確かな学力」の育成を図ることが可能となります。

文部科学省でも、「生きる力」の育成のため、今後は、このようなＩＣＴを活用した授業を全国的に推進していく必要があるとの考えから、教員のＩＣＴ活用能力の実態調査を毎年実施しています。

その結果、三好市では、小・中学校とも教員の活用能力５項目について、「わりにできる」、「ややできる」と回答した教師の合計の割合は、小学校はいずれも全国及び徳島県平均より高く、好ましい結果が出ています。しかし、中学校は、全国平均よりは高いものの、徳島県平均よりは低い結果となっています。

三好市としては、これまで以上に三好教育研究所、行政の関係機関等との連携を強化し、すべての教師が授業中にＩＣＴを活用して授業が行えることを目標に、より充実した実技研修の推進を図ることが重要といえます。

平成22（2010）年度以降にＩＣＴ活用をサポートするための人材として、ＩＣＴ支援員を学校に派遣し活用推進を行っています。最終的には「授業中にＩＣＴを活用して指導する能力」を小学校は平成28（2016）年度に100%、中学校は平成30（2018）年度に100%とすることを目標に研修等を行うことにしています。

参考　教員のＩＣＴ活用指導力の状況調査　（平成 26 年３月調査）

校　　種		小学校			中学校		
大　項　目		全　国	徳島県	三好市	全　国	徳島県	三好市
A	教材研究・指導の準備・評価等にICTを活用する能力	81.9%	88.2%	94.0%	78.6%	85.4%	80.5%
B	授業中にICTを活用して指導する能力	72.3%	84.4%	90.5%	65.2%	77.8%	75.0%
C	生徒のICT活用を指導する能力	68.0%	76.3%	87.9%	58.9%	69.4%	60.7%
D	情報モラルなどを指導する能力	79.6%	87.8%	94.6%	72.8%	81.5%	68.1%
E	校務にICTを活用する能力	77.3%	82.6%	91.8%	75.0%	83.8%	74.2%

数値は各項目の「わりにできる」「ややできる」の割合

③　情報モラルの教育の推進と青少年の保護

今日の情報化社会は、今後もさらに進展し続けることが予想され、学校教育においても、子どもたちが情報の信憑性を見極め、取捨選択して、活用、発信する能力を積極的に育成することは、ますます重要と考えられます。

しかし、情報化の進展は、私たちの社会生活に無限の可能性を秘めた「光の部分」があるのに対し、「影の部分」が存在することも十分理解しておく必要があります。

例えば、最近では、インターネット上の掲示板等への誹謗・中傷、いじめ、また、個人情報の流出、プライバシーの侵害、さらには、インターネット犯罪や有害情報、ウイルス被害などの様々な問題が起きており、子どもたちにも大きな影響を与えています。

こうした問題への対応については、インターネット上に流通する違法・有害な情報を子どもたちから遮断するとともに、情報化社会に参画する場合のルール、人権侵害や著作権に対する知識、さらに犯罪からの危険回避等、情報モラルを十分に習得させておくことが重要であり、専門的指導者などによる情報モラル教育[41]の充実が必要です。

併せて、これからは、子どもたちを保護・監督する立場にある保護者が、子どもたちを取り巻く情報メディアの現状を把握するとともに、子どもたちを保護・監督することのできる情報教育の力量を持つことが大切です。そのためには、行政の関係機関との連携・協力を図りながら、保護者や教職員を対象にした、インターネットや携帯電話等を安心、安全に利用するための学習講座や研修会等を開催するなど、子どもたちを保護するための啓発活動や体制づくりが求められます。

なお、情報ネットワークによって人間関係の拡大は図られるものの、直接的な人間関係の希薄化、生活体験や自然体験の直接経験の不足、また、人間の主体性が喪失する危険性等もあります。

情報化社会の中で、ＩＣＴの恩恵を受けるために重要なことは、人と人との直接対話や、人と人とが直接触れ合う人間関係づくりが基本となることです。そのことを大人たちがしっかり認識すると同時に、ＩＣＴを正しく安全に活用するための使い方やマナーを、子どもたちにきちんと身に付けさせることが重要といえます

参考　青少年のインターネット利用環境実態調査（全国）　　（平成 27年２月調査　内閣府）

区　分	インターネットを利用する割合	利用する機器					
		スマートフォン	ノートパソコン	デスクトップパソコン	タブレット	携帯音楽プレイヤー	携帯ゲーム機
小学生	53.0%	9.1%	17.4%	8.0%	12.2%	3.1%	24.9%
中学生	79.4%	36.3%	24.1%	10.7%	15.8%	13.5%	19.0%

41 情報モラル教育
情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するための教育指導。具体的には、
①　報収集時における適正な手続き、著作権等の尊重、情報の信頼性の確認
②　情報発信時におけるプライバシーの保護、発信内容の正確性・信頼性に対する責任
③　コミュニケーション時におけるマナー尊重や TPO に応じたやりとり等が含まれる。

第５章　計画実現に向けて

１　市民参加による計画の推進

教育の振興は、学校、保護者、地域住民、企業、ＮＰＯ[42]等の民間団体など、社会を構成する主体が互いに連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら、効果的な取り組みを推進することが求められます。

そのため、三好市教育振興計画の内容の周知・啓発を徹底するとともに、市民一人ひとりが本市の教育振興計画の推進に参加できる体制づくりを行い、市民の「参画」と「協働」による推進を図る必要があります。

２　計画の進捗状況の評価

三好市教育振興計画は、今後10年間の教育の基本理念を「郷土（ふるさと）を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」とし、めざすべき基本目標は「一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進」と定め、重点施策の基本的方向を掲げています。

本計画を着実に実施し、基本目標の実現を図るためには、施策の実施状況やその成果について、定期的に点検・評価することが大切です。また、計画期間中の社会状況の変化への対応や国・県の施策との整合性を保つためには、柔軟に計画内容を見直していくことやその成果を公表することにより、計画の進行管理の客観性を高めることが必要です。

そのため、行政評価制度の導入を行い、政策評価や事務事業評価の実施により、毎年度、施策や事業の検証を行うとともに、その結果を市民に明らかにする必要があります。

３　全庁的な連携体制の構築

教育の政治的中立性、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27（2015）年４月１日から施行されました。三好市においても、法に基づき市長と教育委員会による「三好市総合教育会議」が開催され「三好市教育の大綱」が決定されました。

教育振興計画の推進にあたっては、「三好市教育の大綱」に基づき「三好市総合教育会議」等で市長と教育委員会との緊密な連携のもと、関係部局と調整を図り全庁的な連携体制を構築しながら、積極的な取り組みを推進していく必要があります。

---

[42] NPO
Non-Profit Organization の略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。
このうち、「NPO 法人」とは特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

第６章　参考

１　三好市乳幼児及び児童生徒数の状況と推計

(1)　三好市立小・中学校児童生徒数の推移（平成18年度～平成27年度）

中学校　　平成 27 年 5 月 1 日現在（人）

	18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
三　野	183	176	169	160	145	128	117
井　川	145	124	120	113	106	89	90
池　田	259	353	358	338	306	273	248
山　城	106	116	105	99	98	95	80
西祖谷	26	21	17	19	14	12	12
東祖谷	47	26	21	14	16	20	22
池田一	146	廃校	—	—	—	—	—
合　計	912	816	790	743	685	617	569

小学校　　平成 27 年 5 月 1 日現在（人）

		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
王　地		126	90	86	88	88	77	80
芝　生		210	173	164	156	155	164	154
辻		120	84	80	75	68	62	60
井　内		41	28	20	23	19	18	13
西井川		83	76	77	73	67	72	70
箸　蔵		92	69	65	62	65	64	66
池　田		373	317	272	255	253	262	273
白　地		94	65	55	58	47	37	26
馬　路		48	27	22	18	16	11	8
三　縄		60	48	47	45	47	47	52
川　崎		10	9	9	8	6	8	休校
山　城		83	76	82	75	74	71	66
政　友		25	19	16	14	11	7	5
大　野		47	27	23	18	11	休校	—
下　名		16	22	32	30	27	24	16
吾　橋		10	14	14	13	14	13	10
樫　生		34	31	33	28	31	32	31
栃之瀬	東祖谷	20	23	21	45	44	44	39
落　合		20	15	13				
菅　生		6	5	5				
名　頃		5	2	2				

	18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
芝生・太刀野分校	4	休校	―	―	―	―	―
西　山	9	5	1	廃校	―	―	―
佐　野	27	17	14	休校	―	廃校	―
大　和	8	3	休校	―	―	廃校	―
河　内	7	2	休校	廃校	―	―	―
西　宇	19	10	休校	廃校	―	―	―
上　名	15	8	8	休校	―	―	―
西　岡	15	休校	―	―	―	廃校	―
善　徳	3	休校	―	―	―	廃校	―
和　田	11	休校	廃校	―	―	―	―
合　計	1,641	1,265	1,161	1,084	1,043	1,013	969

(2)　三好市立小・中学校児童生徒数の推定数（平成27年度～平成32年度）

中学校　　平成 26年５月１日現在（人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
三　野	118	123	124	134	127	117
井　川	89	76	88	79	77	64
池　田	250	237	213	202	208	216
山　城	82	68	63	51	48	39
西祖谷	15	18	24	19	23	21
東祖谷	23	29	24	23	16	20
合　計	577	551	536	508	499	477

小学校　　平成 26年５月１日現在（人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
王　地	78	70	66	51	48	45
芝　生	157	143	137	131	116	120
辻	59	63	60	60	63	66
井　内	15	19	16	14	15	15
西井川	68	72	72	71	72	76
箸　蔵	68	71	63	71	71	77
池　田	266	277	284	289	286	276
白　地	35	36	39	45	46	49
馬　路	10	11	12	15	15	18
三　縄	52	50	50	46	45	51
山　城	67	69	66	63	62	60
政　友	5	4	1	2	3	4
下　名	17	20	14	14	14	9
吾　橋	10	8	9	7	6	5
榑　生	30	27	23	22	17	16
東祖谷	39	32	32	27	26	23
合　計	976	972	944	928	905	910

(3)　三好市立小・中学校児童生徒数・学級数状況

中学校　　平成 27 年５月１日学校基本調査（人）

	１学年	２学年	３学年	計	学級数
三野中学校	34	39	44	117	7
井川中学校	34	20	36	90	4
池田中学校	77	88	83	248	11
山城中学校	24	29	27	80	4
西祖谷中学校	7	2	3	12	3
東祖谷中学校	7	8	7	22	5
合　計	183	186	200	569	34

小学校　　平成 27 年５月１日学校基本調査（人）

	１学年	２学年	３学年	４学年	５学年	６学年	計	学級数	児童数旧町内訳
王地小学校	11	7	12	19	12	19	80	8	234
芝生小学校	17	23	30	26	28	30	154	9	
辻小学校	11	6	10	11	13	9	60	6	143
西井川小学校	11	11	10	11	14	13	70	8	
井内小学校	1	1	1	5	4	1	13	6	
箸蔵小学校	11	10	13	7	15	10	66	8	425
池田小学校	50	53	53	42	36	39	273	14	
白地小学校	2	5	2	6	5	6	26	6	
馬路小学校	0	1	1	1	2	3	8	5	
三縄小学校	12	5	7	11	7	10	52	8	
山城小学校	11	9	11	11	13	11	66	8	87
政友小学校	0	0	0	0	4	1	5	1	
下名小学校	0	6	0	2	7	1	16	4	
榑生小学校	5	4	8	3	8	3	31	6	41
吾橋小学校	1	2	2	2	0	3	10	3	
東祖谷小学校	3	7	6	7	3	13	39	8	39
合　計	146	150	166	164	171	172	969	108	969

(4)　三好市保育所・認定こども園入所児童数（平成27年５月１日現在）

公立保育所　（人）

	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
王　地	70	2	3	7	4	8	12	36
三　野	100	6	17	15	18	20	15	91
西井川	90	4	12	18	16	11	5	66
池田第一	90	9	23	12	30	16	15	105
池田第二	45	2	5	4	9	7	8	35
政　友	35	2	4	7	1	5	0	19
上　名	20	0	1	1	2	1	3	8
西祖谷	20	0	0	2	1	3	0	6
東祖谷	20	0	0	3	1	0	5	9
計	490	25	65	69	82	71	63	375

私立保育所　（人）

	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
かめの子	70	5	11	21	14	12	16	79
大　泉	70	6	13	16	20	17	9	81
計	140	11	24	37	34	29	25	160

公立・私立保育所　（人）

	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
合　計	630	36	89	106	116	100	88	535

(5)　三好市幼稚園児数

平成 27 年 5 月 1 日現在（人）

	―	―	―	―	3 歳	4 歳	5 歳	計
合　計	―	―	―	―	―	46	81	127

(6)　三好市住民基本調査

平成 27 年 4 月 30 日現在（人）

	―	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
合　計	―	131	161	145	141	138	173	889

(7)　三好市の人口の推移（平成７年～平成22年）

国勢調査による（人）

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
15 歳未満人口	6,056	4,781	3,793	2,904
15～64 歳人口	23,264	20,515	18,074	15,655
65 歳以上人口	10,767	12,006	12,236	11,385
人口総数	40,087	37,305	34,103	29,951

保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校　住所一覧

（平成27年４月１日現在）

保育所

名称	住所	TEL
王地保育所	三好市三野町加茂野宮 1378 番地	(0883)77-2077
西井川保育所	三好市井川町西井川 383 番地	(0883)76-3180
池田第一保育所	三好市池田町マチ 2155 番地 1	(0883)72-0147
池田第二保育所	三好市池田町中西サコダ 151 番地	(0883)74-0103
政友保育所	三好市山城町政友 42 番地	(0883)86-2115
上名保育所	三好市山城町上名 454 番地 2	(0883)84-1352

認定こども園

三野認定こども園	三好市三野町芝生 1293 番地 8	(0883)77-2041
西祖谷認定こども園	三好市西祖谷山村一宇 262 番地 1	(0883)87-2239
東祖谷認定こども園	三好市東祖谷下瀬 202 番地 3	(0883)88-2535

保育所（休廃園）

名称	住所
東谷保育所	三好市三野町太刀野山 588 番地
落合保育所	三好市東祖谷落合 142 番地
栃之瀬保育所	三好市東祖谷新居屋 70 番地
栃之瀬保育所和田分園	三好市東祖谷和田 2 番地
樔生保育所	三好市西祖谷山村一宇 262 番地 1

幼稚園

名称	住所	TEL
辻幼稚園	三好市井川町辻 39 番地	(0883)78-2086
西井川幼稚園	三好市井川町西井川 610 番地 1	(0883)78-2092
井内幼稚園	三好市井川町井内西 4896 番地 1	(0883)78-2088
箸蔵幼稚園	三好市池田町州津井関 1109 番地 1	(0883)72-4831
池田幼稚園	三好市池田町ウエノ 2869 番地 2	(0883)72-1015
白地幼稚園	三好市池田町白地本名 155 番地	(0883)74-0336
三縄幼稚園	三好市池田町中西イバ 504 番地 11	(0883)74-0078
山城幼稚園	三好市山城町大川持 30 番地 2	(0883)86-1151
吾橋幼稚園	三好市西祖谷山村下吾橋 303 番地 2	(0883)84-2533

幼稚園（休園）

名称	住所	休校年度
三野幼稚園	三好市三野町太刀野 970 番地	H24 休園
馬路幼稚園	三好市池田町馬路立石 33 番地 1	H24 休園
川崎幼稚園	三好市池田町川崎浪会 31 番地	H19 休園
大野幼稚園	三好市山城町大野 519 番地	H24 休園
下名幼稚園	三好市山城町下名 1001 番地	H23 休園

幼稚園（廃園）

名称	住所	廃園年度
太刀野山幼稚園	三好市三野町太刀野山3796番地	H24廃園
西山幼稚園	三好市池田町西山宮ノ北3691番地	H24廃園
佐野幼稚園	三好市池田町佐野金氏942番地	H26廃園
出合幼稚園	三好市池田町大利大西15番地	H24廃園
馬場幼稚園	三好市池田町白地ウマバ464番地	H24廃園
野呂内幼稚園	三好市池田町白地ノロウチ249番地	H24廃園
河内幼稚園	三好市山城町光兼490番地	H24廃園
西宇幼稚園	三好市山城町西宇1226番地3	H24廃園
大和幼稚園	三好市山城町大和川214番地1	H26廃園
西岡幼稚園	三好市西祖谷山村東西岡10番地	H24廃園
善徳幼稚園	三好市西祖谷山村善徳362番地	H24廃園
有瀬幼稚園	三好市西祖谷山村有瀬414番地1	H24廃園

小学校

名称	住所	TEL
王地小学校	三好市三野町加茂野宮 1393 番地	(0883)77-2048
芝生小学校	三好市三野町芝生 1230 番地	(0883)77-2004
辻小学校	三好市井川町辻 53 番地 1	(0883)78-2041
西井川小学校	三好市井川町西井川 734 番地 3	(0883)78-2234
井内小学校	三好市井川町井内西 4896 番地 1	(0883)78-2084
箸蔵小学校	三好市池田町州津井関 1208 番地	(0883)72-0821
池田小学校	三好市池田町ウエノ 2379 番地 4	(0883)72-1241
白地小学校	三好市池田町白地本名 57 番地	(0883)74-0520
馬路小学校	三好市池田町馬路立石 33 番地 1	(0883)74-0460
三縄小学校	三好市池田町中西イバ 508 番地 1	(0883)74-0020
山城小学校	三好市山城町大川持 30 番地 2	(0883)86-1009
政友小学校	三好市山城町政友 46 番地	(0883)86-2112
下名小学校	三好市山城町下名 1001 番地 1	(0883)84-1353
楪生小学校	三好市西祖谷山村一宇 262 番地 1	(0883)87-2386
吾橋小学校	三好市西祖谷山村下吾橋 303 番地 2	(0883)84-2533
東祖谷小学校	三好市東祖谷下瀬 12 番地 1	(0883)88-2217

小学校（休校）

名称	住所	休校年度
芝生小学校 太刀野分校	三好市三野町太刀野 970 番地	H20 休校
川崎小学校	三好市池田町川崎浪会 31 番地	H27 休校
大野小学校	三好市山城町大野 519 番地	H26 休校
上名小学校	三好市山城町上名 236 番地 3	H24 休校

小学校（廃校）

名称	住所	廃校年度
東谷小学校	三好市三野町太刀野山 558 番地	H24 廃校
太刀野山小学校	三好市三野町太刀野山 3796 番地	H24 廃校
井内小学校_野住分校	三好市井川町井内西 2453 番地	H17 廃校
西山小学校	三好市池田町西山岡屋敷 3563 番地 1	H24 廃校
佐野小学校	三好市池田町佐野金氏 942 番地	H26 廃校
馬場小学校	三好市池田町白地ウマバ 464 番地	H24 廃校
野呂内小学校	三好市池田町白地ノロウチ 249 番地	H24 廃校
出合小学校	三好市池田町大利大西 15 番地	H24 廃校
漆川小学校	三好市池田町漆川小林 1900 番地	H24 廃校
下野呂内小学校	三好市池田町西山中塚 1093 番地	H17 廃校
河内小学校	三好市山城町光兼 490 番地	H24 廃校
大和小学校	三好市山城町大和川 214 番地 1	H26 廃校
西宇小学校	三好市山城町西宇 1226 番地 3	H24 廃校
平野小学校	三好市山城町平野 56 番地 1	H24 廃校
河内小学校 粟山分校	三好市山城町粟山 333 番地	H16 廃校
大野小学校 佐連分校	三好市山城町佐連 516 番地	H16 廃校
西岡小学校	三好市西祖谷山村東西岡 10 番地	H24 廃校
善徳小学校	三好市西祖谷山村善徳 362 番地	H24 廃校
有瀬小学校	三好市西祖谷山村有瀬 414 番地 1	H24 廃校
落合小学校	三好市東祖谷落合 403 番地	H23 廃校
栃之瀬小学校	三好市東祖谷新居屋 73 番地	H23 廃校
菅生小学校	三好市東祖谷菅生 162 番地 1	H23 廃校
名頃小学校	三好市東祖谷菅生 640 番地 8	H23 廃校
和田小学校	三好市東祖谷和田 2 番地	H23 廃校

中学校

名称	住所	TEL
三野中学校	三好市三野町芝生 1232 番地	(0883)77-2024
井川中学校	三好市井川町タクミ田 100 番地 2	(0883)78-2076
池田中学校	三好市池田町ウエノ 2861 番地 1	(0883)72-2140
山城中学校	三好市山城町大川持 544 番地	(0883)86-1109
西祖谷中学校	三好市西祖谷山村東西岡 10 番地	(0883)84-1290
東祖谷中学校	三好市東祖谷下瀬 12 番地 1	(0883)88-2216

中学校（廃校）

名称	住所	廃校年度
池田第一中学校	三好市池田町白地本名 888 番地	H21 廃校
大野中学校	三好市山城町大野 511 番地	H11 廃校

保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校 配置図

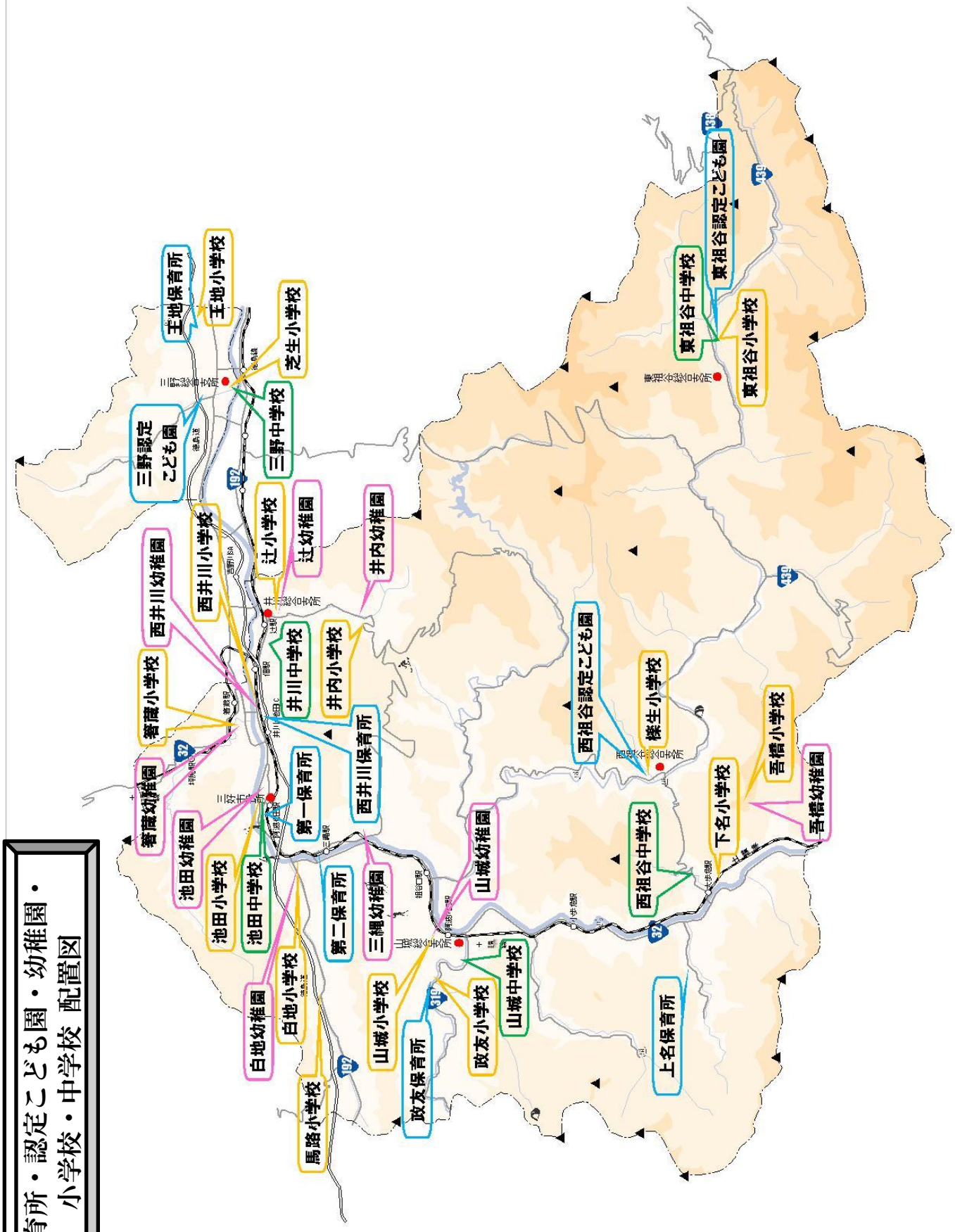

２　教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

前文
日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、改正前の教育基本法に引き続き、「個人の尊厳」を重んじることを宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定しています。
我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

第１章　教育の目的及び理念

教育の目的
何を目指して教育を行い、どのような人間を育てることを基本的な目的とすべきかという「教育の目的」を引き続き規定しています。
第1条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

教育の目標
本条を新設し、第1条の「教育の目的」を実現するための、今日重要と考えられる事柄を5つに整理して「教育の目標」として規定しています。
第2条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

生涯学習の理念

本条を新設し、「生涯学習の理念」を教育に関する基本的な理念として規定しています。

第3条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育の機会均等

教育の機会均等について引き続き規定するとともに、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに規定しています。

第4条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第２章　教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項について、
①義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育に関する規定を見直したほか、
②新たに、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力などについて規定しています。

義務教育

改正前の教育基本法に規定されていた9年の義務教育の年限について、将来の延長の可能性を考慮し、他法に委ねることとするとともに、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務などについて新たに規定しています。

第5条　国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3　国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

学校教育

学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを新たに規定しています。

第6条　法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2　前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

大学

本条を新設し、大学の役割や、自主性・自律性などの大学の特性が尊重されるべきことを規定しています。

第7条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

私立学校

本条を新設し、私立学校の自主性を尊重しつつ、国・地方公共団体が私学助成などの振興に努めるべきことを規定しています。

第8条　私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

教員

教員の使命と職責の重要性を踏まえ、教員は研究と修養に励み、養成と研修の充実が図られるべきことを新たに規定しています。

第9条　法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、耐えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2　前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

家庭教育

本条を新設し、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定しています。

第10条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

幼児期の教育

本条を新設し、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを規定しています。

第11条　幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

社会教育

社会教育が、国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定しています。

第12条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

本条を新設し、学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めるべきことを規定しています。

第13条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

政治教育

政治的教養は教育上尊重されるとともに、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならないことを引き続き規定しています。

第14条　良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

宗教教育

宗教に関する一般的な教養は教育上尊重されるべきことを新たに規定するとともに、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行ってはならないことを引き続き規定しています。

第15条　宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2　国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第３章　教育行政

教育行政

教育は、不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきことを規定するとともに、国、地方公共団体の役割分担や必要な財政措置について新たに規定しています。

第16条　教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し実施しなければならない。

3　地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4　国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

教育振興基本計画

本条を新設し、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて規定しています。

第17条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第４章　法令の制定

法令の制定 この法律の諸条項を実施するため、必要な法令を制定することについて規定しています。
第18条　この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

※平成 18（2006）年 12 月 22 日（公布の日）から施行。

３　三好市教育振興計画策定経緯

平成19（2007）年度

平成20年１月11日～１月31日　公募委員募集
平成20年２月14日　審議会委員任命　15名（うち公募委員２名）
平成20年２月28日　第１回三好市教育振興計画審議会（諮問、趣旨説明）

平成20（2008）年度

平成20年４月30日　第２回審議会（計画素案）
平成20年６月30日　第３回審議会（計画素案）
平成20年８月29日　第４回審議会（計画素案）
平成20年９月29日　第５回審議会（中間とりまとめ案）
平成20年10月15日～11月14日　パブリックコメント実施
平成20年11月26日　第６回審議会（答申案）
平成20年12月25日　三好市教育振興計画答申
平成21年２月25日　三好市教育振興計画策定

４　三好市教育振興計画審議会委員

氏　　名	所　　属	
板 場　　哲 也	保育所保護者（栃之瀬保）	審議会副会長
宇 山　　孝 人	県立池田高等学校　　校長	
大 西　　真 吾	幼稚園ＰＴＡ（池田幼）	第2回審議会まで
小笠原　悠二	三好市人権教育推進協議会	
柿 本　　憲 昭	中学校ＰＴＡ（東祖谷中）	第1回審議会まで
掛 野　　修 弘	小学校ＰＴＡ（山城小）	
上 浦　　恭 子	公募委員	
喜 多　　雅 文	市立西祖谷中学校　　校長	
黒 下　　克 己	公募委員	審議会副会長
佐川　伸一郎	三好市スポーツ少年団	
下 川　　好 智	高等学校ＰＴＡ（辻高）	
髙橋　敬四郎	中学校ＰＴＡ（東祖谷中）	第2回審議会より
戸 川　　由 美	幼稚園ＰＴＡ（池田幼）	第3回審議会より
真鍋　タニ子	三好市連合婦人会	
元 木　　靖 治	三好市文化協会	
山本　佳代子	三好市青年連合会	
湯 藤　　章 皓	三好市人権教育推進協議会	審議会会長

※50音順、敬称略

５　三好市教育振興計画（後期計画）策定経緯

平成26（2014）年度

平成26年12月10日～平成27年１月９日
三好市教育振興計画策定審議会委員公募

平成26年12月25日　第１回　三好市教育振興計画策定委員会

平成27年１月29日　第２回　三好市教育振興計画策定委員会

平成27年２月16日　第１回　三好市教育振興計画策定審議会
（審議会委員任命、趣旨説明、諮問）

平成27（2015）年度

平成27年５月18日　第３回　三好市教育振興計画策定委員会

平成27年６月16日　第４回　三好市教育振興計画策定委員会

平成27年６月26日　第２回　三好市教育振興計画策定審議会
（後期計画　見直し素案）

平成27年７月６日～平成27年８月５日
パブリックコメント実施

平成27年８月６日　第５回　三好市教育振興計画策定委員会

平成27年８月18日　第３回　三好市教育振興計画策定審議会
（後期計画　答申案）

平成27年８月24日　三好市教育振興計画（後期計画　答申）

平成27年８月25日　三好市教育振興計画（後期計画　決定）

６　三好市教育振興計画（後期計画）審議会委員

氏　　名	所　　属	
大泉　真二郎	三好市社会教育委員会	審議会副会長
大岩　　義雄	三好市文化財保護審議会	
岡　　広　美	幼稚園ＰＴＡ（辻幼）	第２回審議会より
桐川　　裕成	小学校ＰＴＡ（池田小）	第２回審議会より
蔵下　　宗豊	小学校ＰＴＡ（山城小）	第１回審議会まで
近藤　　進治	認定こども園ＰＴＡ（東祖谷）	第１回審議会まで
佐川　伸一郎	三好市スポーツ少年団	審議会会長
先川　　真二	幼稚園ＰＴＡ（三縄幼）	第１回審議会まで
志摩　久美子	婦人団体連合会	
高畑　　知浩	高等学校ＰＴＡ（辻高）	第２回審議会より
高平　　和代	高等学校ＰＴＡ（三好高）	第１回審議会まで
新居　　克佳	元池田中学校校長	
日浦　　宏	中学校ＰＴＡ（池田中）	第２回審議会より
古川　　智史	阿波池田青年会議所	
真鍋　　順紀	三好市文化協会	
宮内　　秀薫	中学校ＰＴＡ（三野中）	第１回審議会まで
三好　　章文	県立池田高等学校校長	第１回審議会まで
山本　　恭史	保育所ＰＴＡ（西井川保）	第２回審議会より
結城　　孝典	県立池田高等学校校長	第２回審議会より
湯藤　　章皓	三好市人権教育推進協議会	
吉川　　一夫	三好市体育協会	

※50音順、敬称略